

# 南島原市国土強靱化地域計画



令和8年3月

長崎県 南島原市



# 目次

第1章 南島原市国土強靱化地域計画策定の趣旨・位置付け.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 南島原市の地域特徴、想定される大規模自然災害.....	2
1 南島原市の地域特徴.....	2
2 想定される大規模自然災害.....	4
第3章 南島原市国土強靱化地域計画の基本的な考え方.....	9
1 取組の基本的な姿勢.....	9
2 想定するリスク.....	9
3 目標.....	9
4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）.....	10
5 施策分野.....	12
第4章 脆弱性の分析、評価、課題の検討.....	12
第5章 施策分野ごとの推進方針.....	13
1 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ.....	13
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	22
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する.....	31
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する.....	34
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない.....	36
6 大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる.....	42
7 制御不能な二次災害を発生させない.....	46
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	49
9 大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する.....	53
第6章 施策の重点化.....	55
第7章 計画の推進体制.....	57
資料：リスクシナリオ別の脆弱性の分析、評価、課題の検討.....	58
1 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ.....	58
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	62
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する.....	67
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する.....	68
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない.....	69

6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる.....	71
7	制御不能な二次災害を発生させない.....	73
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	75
9	大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する.....	77

# 第1章 南島原市国土強靱化地域計画策定の趣旨・位置付け

## 1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲で強い揺れと大きな津波が観測され、人命や家屋等に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、その自然の猛威のすさまじさは国内、国外問わず大きな衝撃を与え、現在も国家の総力をあげた復興への取り組みが進められている。大規模地震に関しては、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等により深刻な被害が発生することも懸念されている。

このような背景を踏まえ、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

また長崎県では、国土強靱化基本法に基づき、「長崎県国土強靱化地域計画」を平成27年12月に策定するとともに、その後、平成28年4月の熊本地震に伴う課題検証結果等を踏まえて平成29年12月には第1回目の改定を行ったところである。（現在令和3年3月改定）

本市では人口減少、高齢化の進行で地域防災力の低下が懸念される中、平成2年～7年の雲仙普賢岳噴火による災害をはじめ、数々の自然災害に見舞われており、平成17年に県が実施した地震等防災アセスメント調査においても、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動とする地震等により多くの建物や人的被害等の発生が想定されているため、国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図っておくことが重要である。

市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「南島原市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

「南島原市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化の観点から、市における様々な分野の指針となるものであり、国における基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

本計画の策定においては、南島原市における最上位計画である「第Ⅱ期南島原市総合計画」と整合・調和を図るものとする。

## 3 計画の期間

本計画の内容は、国の基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、南島原市総合計画の見直しや今後の強靱化を取り巻く社会情勢等の変化、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、随時見直すものとする。

## 第2章 南島原市の地域特徴、想定される大規模自然災害

### 1 南島原市の地域特徴

#### (1) 地形・地質

##### ① 地形条件

長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、千メートルを超える山々が連座する雲仙山麓から南に広がる肥沃で豊かな地下水を含む台地が大部分を占め、魚介類豊かな有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域となっている。

##### ② 河川

雲仙岳から有明海及び橘湾方向に小河川が流れ込んでいる。

##### ③ 地質

河川流域や沿岸部では礫・砂・粘土が多く、他は市北部で雲仙の火山活動に伴い火山砕屑物や安山岩が多く、市南部では山地で玄武岩が、山地以外で砂礫・砂岩・泥岩の互層が多い。

土壌をみると、河川流域では、下流側で灰色低地土が、上流側で赤黄色土が多くを占める。河川流域以外では、雲仙周辺の深江町および布津町で火山灰土の黒ボク土が、他は褐色森林土が多い。

#### (2) 標高、河川・崖等急傾斜地の状況

主要な河川の流域に小規模の扇状地が発達しており、その部分の標高が低い。

河川については、田町川（南有馬町）及び有家川（有家町、西有家町）の流域に堤防の不十分な地点が存在する。

崖及び急斜面については、警戒すべき区域・地点が市の山地部に多数点在している。

#### (3) 地勢

本市は、総面積 170.13 km<sup>2</sup>（令和 2 年 7 月現在）で島原半島全体（約 460 km<sup>2</sup>）の 4 割程度を占めている。民有地の地目別面積の割合を見ると、田畑が 55.8% で最も多く、以下、山林 29.3%、宅地 9.2%、原野 3.1%、その他（池沼含む）2.6% の順となっている。

#### (4) 気象概況

気候は、年平均気温 17.3℃、年平均降水量 1,813.9mm、年平均日照時間 2,099.6 時間であり、比較的温暖多雨の恵まれた気象条件にある。（口之津の平年値 1991～2020 年：長崎地方气象台）

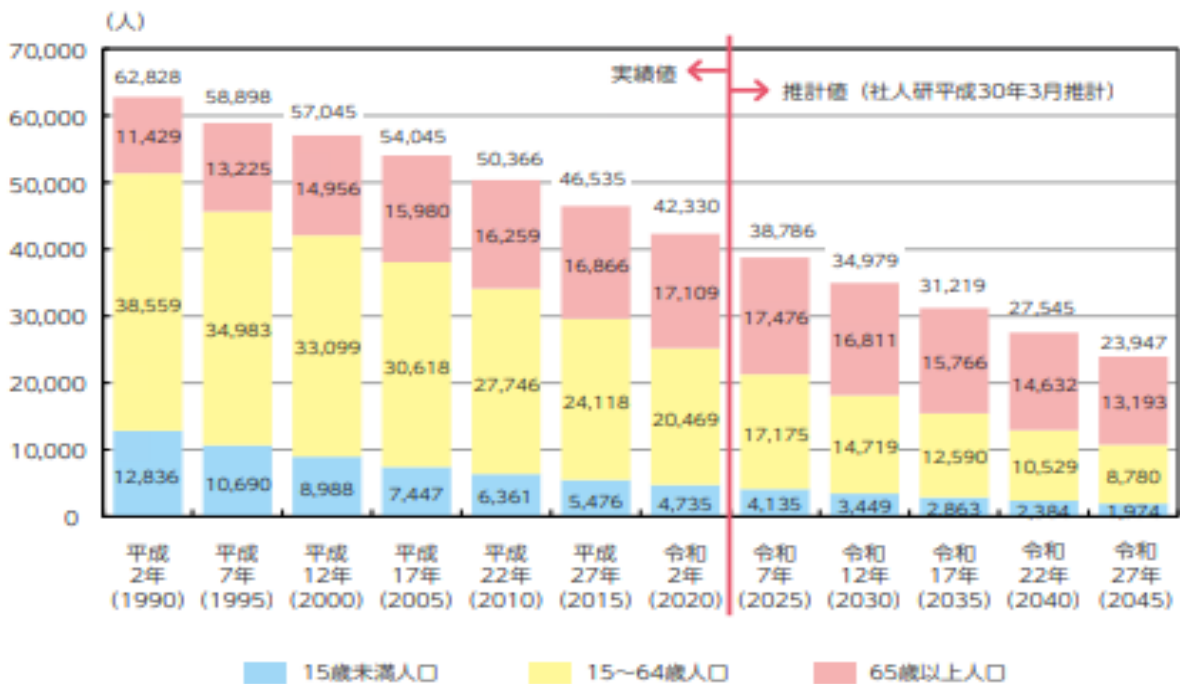
要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	60.9	7.2	10.9	3.2	2.2	133.4
2月	79.0	8.0	12.2	3.7	2.2	147.8
3月	114.8	11.1	15.5	6.6	2.3	178.9
4月	132.6	15.4	20.1	10.9	2.2	191.5
5月	151.6	19.5	24.2	15.4	2.0	199.4
6月	366.9	22.9	26.9	19.8	2.0	134.5
7月	304.6	26.8	30.7	23.9	2.1	195.2
8月	180.7	27.9	32.3	24.6	2.0	232.7
9月	175.1	24.9	29.3	21.3	1.9	188.9
10月	88.8	19.8	24.5	15.7	1.9	194.2
11月	89.6	14.4	18.8	10.3	1.9	157.7
12月	69.3	9.3	13.3	5.2	2.1	142.5
年	1813.9	17.3	21.6	13.4	2.1	2099.6

表 口之津の平年値（出典：気象庁ホームページ）

### (5) 人口

令和2年（2020）の国勢調査による本市の総人口は42,330人で、市内全域において人口減少がみられ、少子高齢化も進行している。

同時に、核家族や高齢夫婦世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど、世帯構成も変化しており、生産力低下や地域コミュニティの縮小から、地域防災力の低下などに繋がること懸念されている。



※ 総人口は年齢不詳を含みます。

表 人口の推移（出典：第Ⅱ期南島原市総合計画 後期基本計画 2023.5）

## 2 想定される大規模自然災害

本市の災害は、豪雨・台風・火山噴火等のいわゆる自然の異常現象並びに火災等によりもたらされている。そのうち、本市における最も代表的なものは、豪雨及び台風来襲に伴う暴風雨、火山噴火による災害であり、地すべり、山崩れ、火砕流等多発して大災禍に見舞われている。

### (1) 地震・津波災害

平成 28 年 4 月に平成 28 年（2016）熊本地震が発生（M7.3）し、本市でも震度 5 強が観測されたが、大きな被害は出なかった。しかし、長崎県が実施した「長崎県地震等防災アセスメント調査（平成 18 年 3 月）」によると、本市周辺には多数の活断層が存在し、震度 6 弱から 6 強の地震の発生や、県が平成 28 年 10 月 31 日に公表した「津波浸水想定について」により、南海トラフを震源とする地震による津波も予想されている。

項目		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	
予想された震度		震度 5 強～6 弱	震度 6 弱～6 強	
(大破・焼失) 建物被害	揺れ+液状化	1,674	3,740	
	斜面被害	41	68	
	火災による被害	夏 5 時	2,502	2,167
		冬 18 時	3,235	3,026
	合計	夏 5 時	4,217	5,975
冬 18 時		4,950	6,834	
(死者数) 人的被害	揺れによる被害	20	63	
	斜面被害	10	17	
	火災による被害	夏 5 時	44	39
		冬 18 時	59	57
	合計	夏 5 時	74	119
冬 18 時		89	137	

表 建物被害及び人的被害（断層型地震）

（出典：長崎県地震等防災アセスメント調査 2006.3）

項目		島原市直下	南島原市直下
建物被害	木造（大破件数）	187	4,130
	非木造（大破件数）	7	247
人的被害	死者数	1	73

表 建物被害及び人的被害（直下地震）

（出典：長崎県地震等防災アセスメント調査 2006.3）

項目	南海トラフ （ケース 5）	南海トラフ （ケース 11）	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
影響開始時間	130 分	144 分	0 分
最大津波到達時間	383 分	171 分	4 分
最高津波水位（T.P.）	3m	4m	6m

表 津波被害

（出典：津波浸水想定について（解説 第 2 版）2016.10.3 公表 長崎県）

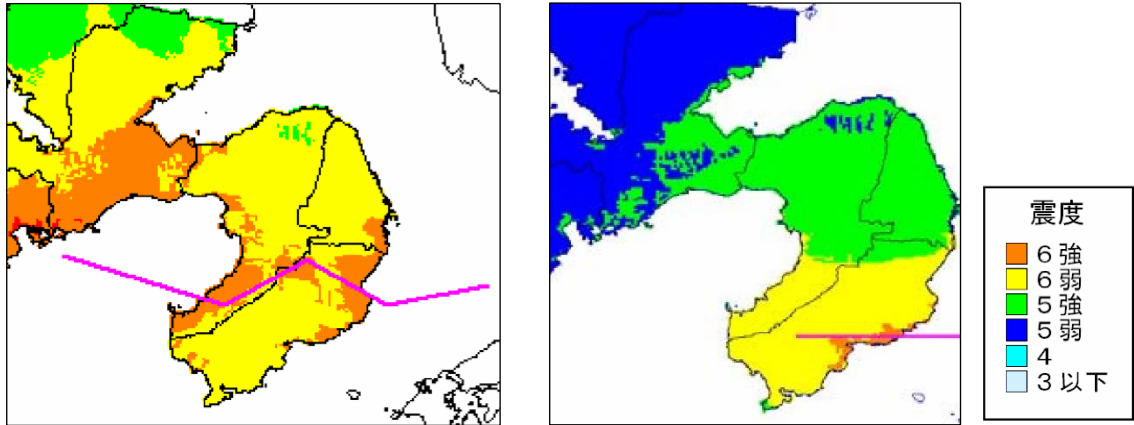


図 震度分布（雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）（南島原市直下地震）  
 （出典：長崎県地震等防災アセスメント調査 2006.3）

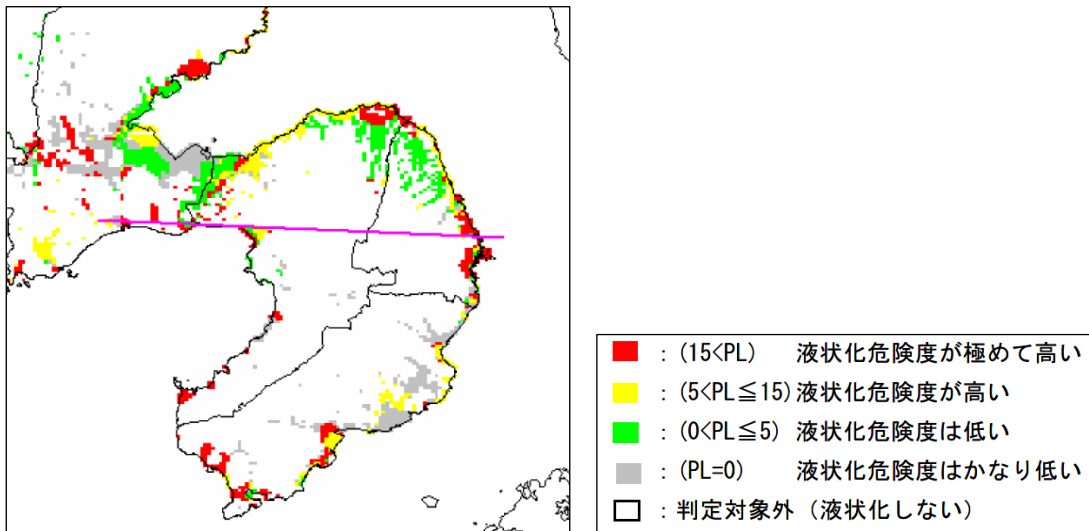


図 液状化危険度の分布（雲仙地溝北縁断層帯）  
 （出典：長崎県地震等防災アセスメント調査 2006.3）

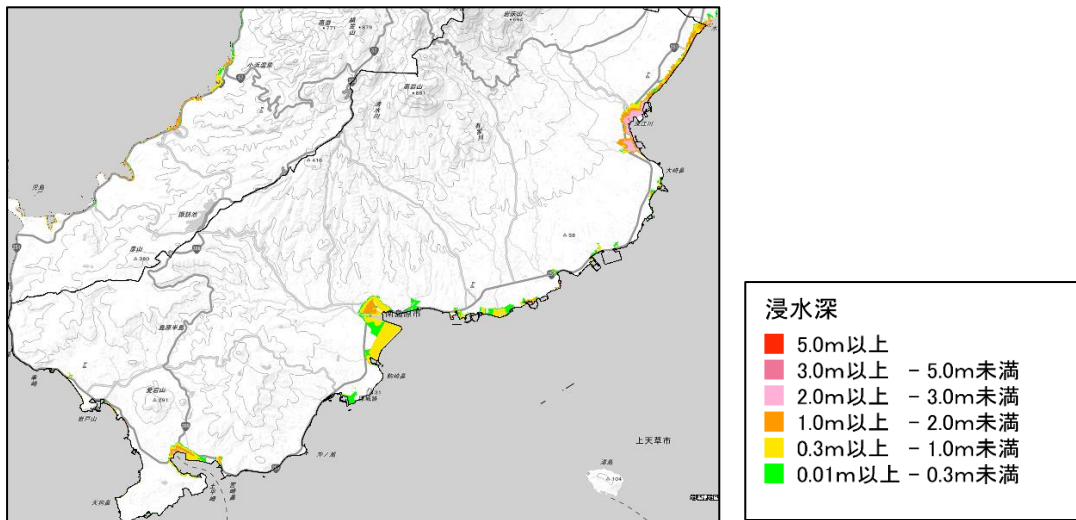


図 津波浸水想定区域図  
 （出典：長崎県津波災害警戒区域データ 2017.3.31 指定）

(2) 台風等による強風、大雨、高潮、高波

季節的には、6月、7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全市的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月、9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想され、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。

近年における集中豪雨による災害は、平成 28 年 6 月 20 日に島原半島では観測史上 1，2 位を記録する記録的な豪雨となり、各地で大きな被害が発生し、約 400 名が各避難所に避難した。

市域の河川位置及びため池決壊による浸水想定区域は次のとおりである。

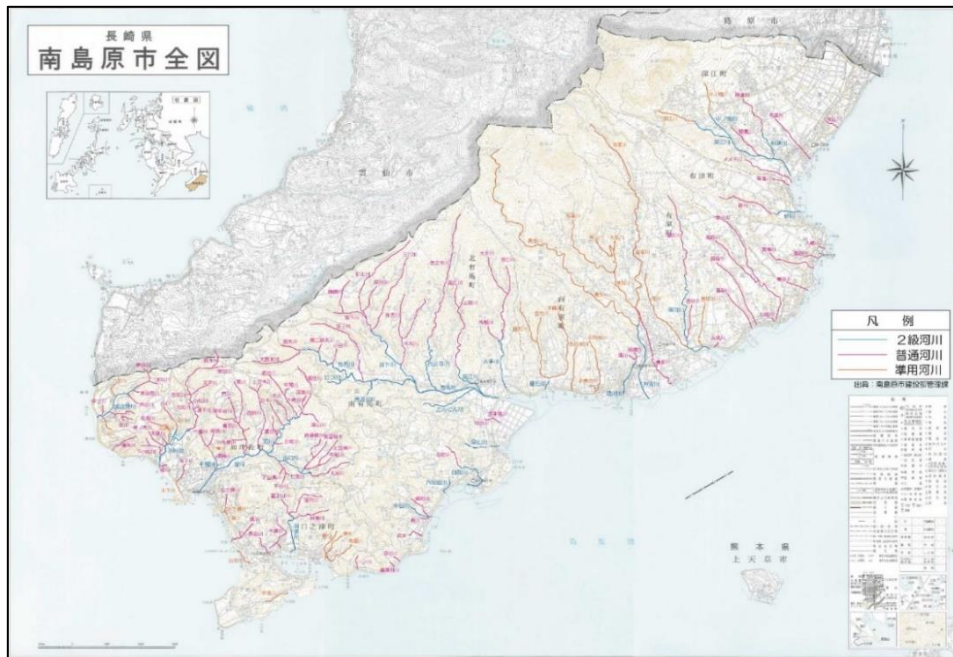


図 河川位置図

(出典：南島原市生活排水対策推進計画 2015.3)

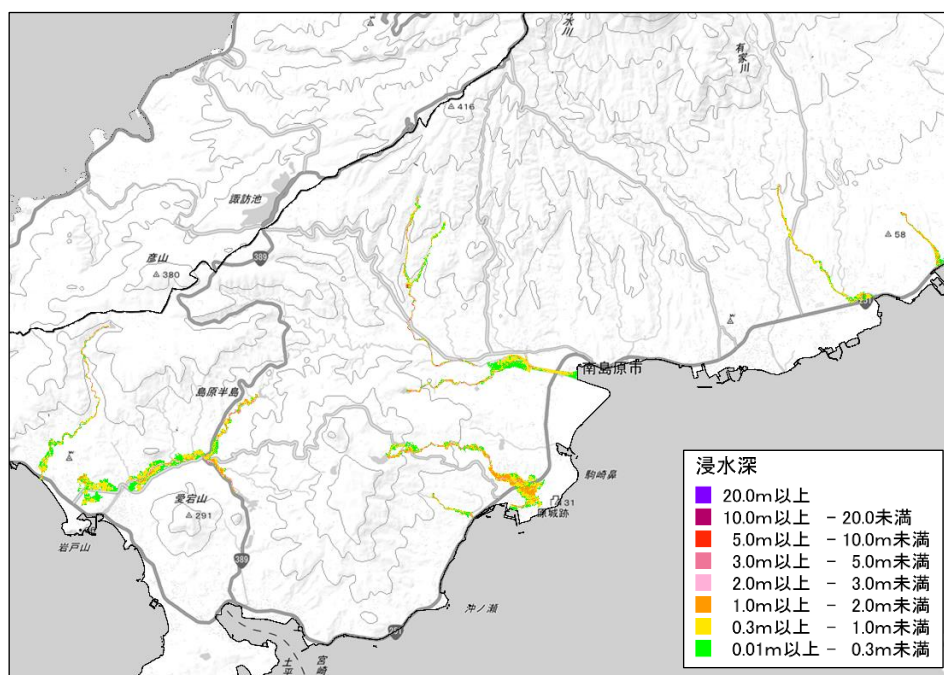


図 ため池浸水想定区域図

### (3) 土砂災害

市内には多くの土砂災害警戒区域が存在し、市域における指定状況は次のとおりである。

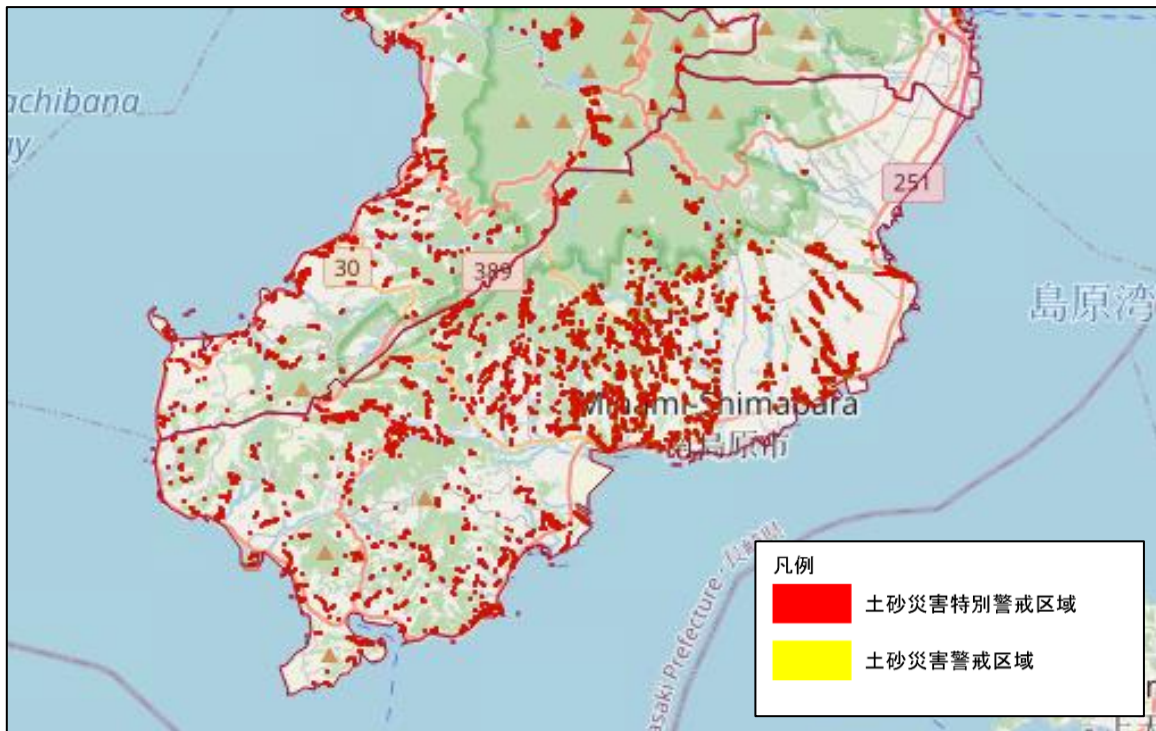


図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域  
(出典：長崎県ホームページ 2025.8 現在)

告示年月日	町名	土石流 警戒区域		急傾斜 警戒区域		地すべり 警戒区域		計 警戒区域	
		うち特別 警戒区域		うち特別 警戒区域		うち特別 警戒区域		うち特別 警戒区域	
平成27年3月24日	南島原市西有家町(一部)	0	0	93	87	0	0	93	87
	南島原市南有馬町(一部)	0	0	59	55	0	0	59	55
	計	0	0	152	142	0	0	152	142
平成28年1月15日	南島原市西有家町(一部)	0	0	72	70	0	0	72	70
	南島原市南有馬町(一部)	7	7	73	68	0	0	80	75
	計	7	7	145	138	0	0	152	145
平成28年3月25日	南島原市西有家町(一部)	21	21	326	316	0	0	347	337
	計	21	21	326	316	0	0	347	337
平成29年4月28日	南島原市南有馬町(一部)	3	3	75	75	3	0	81	78
	南島原市北有馬町	25	23	302	302	2	0	329	325
	南島原市西有家町(一部)	8	8	53	53	0	0	61	61
	計	36	34	430	430	5	0	471	464
平成30年2月6日	南島原市加津佐町	11	10	117	117	3	0	131	127
	南島原口之津町	7	7	53	53	3	0	63	60
	計	18	17	170	170	6	0	194	187
令和2年1月21日	南島原市	0	0	0	0	39	0	39	0
	計	0	0	0	0	39	0	39	0
令和2年3月31日	南島原市布津町	3	3	28	27	0	0	31	30
	南島原市深江町	10	7	3	3	0	0	13	10
	計	13	10	31	30	0	0	44	40
合計		95	89	1,254	1,226	50	0	1,399	1,315

(注) 上記の町に隣接する場合は、土砂災害警戒区域等に含まれることがありますので、必ず区域の詳細を確認して下さい。

表 土砂災害危険箇所等の指定状況  
(出典：長崎県ホームページ 2020.3.31 現在)

#### (4) 火山災害

雲仙岳火山噴火による災害は、平成3年6月3日、9月15日、平成4年8月8日に大規模火砕流が発生し、44名の死者・行方不明者と多数の住家等を焼失させ、多大な被害を受けた。

現在、雲仙岳の火砕流災害の可能性は低くなっているが、岩屑なだれ及び溶岩ドーム崩壊後の土石流の発生が危惧される。



図 雲仙岳防災マップ（雲仙岳 噴火レベルに応じた防災対応）

（出典：気象庁・雲仙岳火山防災協議会 2019.3.14 改定）

#### (5) 渇水

南島原市の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、度々深刻な渇水被害を受けてきた。

## 第3章 南島原市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1 取組の基本的な姿勢

南島原市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。長崎県と連携し、インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

南島原市の強靱化に当たっては、国や県、他市町、民間事業者等と一体となって推進していくことが重要であることから、国、県、他市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

### 2 想定するリスク

南島原市に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本市において被害が発生した災害や、国の基本計画や県の地域計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは南島原市において想定される大規模自然災害全般とする。

### 3 目標

南島原市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び島原半島に位置する本市の特性、国の基本計画が定める目標及び県の地域計画が定める目標を踏まえ、4つの基本目標、9つの事前に備えるべき目標を設定する。

#### （1）基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## (2) 事前に備えるべき目標

①	大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる
⑦	制御不能な二次災害を発生させない
⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
⑨	大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立地域の発生を回避する

## 4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、県の地域計画に定めるリスクシナリオを考慮し、40 のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき目標（9）		起きてはならない最悪の事態（40）	
1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通インフラ等の複合的な大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害・火山災害（雲仙岳）・溶岩ドーム崩壊等のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
		2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標（9）		起きてはならない最悪の事態（40）	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-6	道路等の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
9	大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する	9-1	島原半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

## 5 施策分野

南島原市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の6つの個別施策分野と4つの横断的分野とする。

個別施策分野（6つ）	横断的分野（4つ）
①行政機能、消防、防災教育等	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市、環境	②人材育成
③保健医療・福祉	③官民連携
④産業（情報通信、エネルギー、産業構造）	④老朽化対策
⑤農林水産	
⑥国土保全・交通（国土保全、交通・物流）	

## 第4章 脆弱性の分析、評価、課題の検討

40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

脆弱性の分析、評価、課題の検討結果については、巻末資料に示す。

## 第5章 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針については次のとおりである。

### 1 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 市街地での建物・交通インフラ等の複合的な大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して建物の耐震化率向上、危険なコンクリートブロック塀等の除却を県と連携して推進し、防災性の向上を図る。また、安心して子供を産み育てることができる住環境を整備するため耐震改修等や、空き家解消のため中古住宅取得を県とともに支援し、防災性の向上を図る。【建設部】

##### (2) 市有建築物の耐震化

○ 市有建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条第2項に規定する規模に該当しない公民館、集会所、支所庁舎などの建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用すること、また、市本庁舎被災時のバックアップ施設となり得ることから、耐震化を図る。【総務部・教育委員会・農林水産部】

##### (3) 学校施設等の耐震化

○ 市立社会体育施設、市立社会教育施設については、国庫補助制度を活用しながら耐震化を推進する。私立幼保連携型認定こども園、私立保育所型認定こども園、私立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園、私立保育所については、国庫補助制度や避難所指定等による財源支援について周知を図り、県と連携して耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化することにより耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進する。【福祉保健部・教育委員会】

##### (4) 非構造部材の耐震対策

○ 庁舎が被災した場合、学校、社会体育施設、社会教育施設は、業務バックアップ拠点となり得る。そのため、学校施設、社会体育施設、社会教育施設の耐震対策等を促進し、必要な装備資機材等の整備を図るとともに、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を推進する。【教育委員会】

##### (5) 学校施設等のバリアフリー化

○ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には市立社会体育施設、市立社会教育施設等、高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用する。そのため、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、国庫補助制度を活用してバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。【教育委員会】

##### (6) 文化財施設の耐震化対策

○ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、県では専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施するため、市は助成等を活用するとともに助言等をもとに進める。【教育委員会】

**(7) 救助・救急体制の整備**

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。【総務部】

**(8) 大規模盛土造成地の調査及び無電柱化**

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。【建設部】

**(9) 空き家対策の推進**

- 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。【建設部・地域振興部】

**(10) 避難路の整備**

- 南島原市自転車活用推進計画に基づき鉄道跡地を活用した自転車歩行者専用道路の整備を行い、災害時の避難道路としての活用を検討する。【建設部・総務部】

**(11) 地域防災力の強化**

- 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】
- 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】
- 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】

**重要業績指標 (KPI)**

- ◆ 【建設部】住宅の改修等の補助件数：14 件/年 (R4) →16 件/年 (R9)
- ◆ 【建設部】公営住宅関連事業：873 件 (R5) →716 件 (R15)
- ◆ 【総務部・教育委員会・農林水産部】災害時の拠点となる建築物：9箇所 (R6) →9箇所 (R11)
- ◆ 【教育委員会】社会教育施設の耐震化：－ →94% (R10)
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の耐震化：79% (H30) →94% (R10)
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の屋内運動場等の吊り天井耐震対策：－ →94% (R10)
- ◆ 【建設部】老朽危険空き家除却支援件数：19 件/年 (R4) →20 件/年 (R9)
- ◆ 【地域振興部】空き家バンクによる住宅供給数：348 戸 (R7) →458 戸 (R11)
- ◆ 【総務部】自主防災組織率：95.7% (R6) →100% (R11)
- ◆ 【総務部】自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25 組織/年 (R6) →100 組織/年 (R11)
- ◆ 【総務部】広報紙等での啓発回数：7 回/年 (R6) →8 回/年 (R10)

**取組/事業**

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市安全・安心住まいづくり支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・南島原市木造住宅耐震診断支援事業</li> <li>・南島原市木造住宅耐震改修計画作成支援事業</li> </ul> </li> </ul>
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南島原市木造住宅耐震改修工事支援事業</li> <li>◆ 南島原市建築物耐震化事業</li> <li>◆ 南島原市住宅性能向上リフォーム支援事業</li> <li>◆ 南島原市子育て応援住宅支援事業</li> <li>◆ 南島原市公共施設等総合管理計画（個別計画）</li> <li>◆ 学校施設環境改善交付金事業</li> <li>◆ 児童福祉施設整備事業</li> <li>◆ 南島原市老朽危険空家除却支援事業</li> <li>◆ 南島原市移住促進空き家活用事業</li> <li>◆ 南島原市危険ブロック塀等除却費補助金</li> <li>◆ 公営住宅等整備事業</li> <li>◆ 公営住宅等ストック総合改善事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 社会教育施設整備事業（仮）</li> <li>◆ 社会体育施設整備事業（仮）</li> <li>◆ 自転車歩行者専用道路整備事</li> </ul>

## 1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生

### (1) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して建物の耐震化率向上、危険なコンクリートブロック塀等の除却を県と連携して推進し、防災性の向上を図る。また、安心して子供を産み育てることができる住環境を整備するため耐震改修等や、空き家解消のため中古住宅取得を県とともに支援し、防災性の向上を図る。【建設部】

### (2) 市有建築物の耐震化〔再掲〕

○ 市有建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条第2項に規定する規模に該当しない公民館、集会所、支所庁舎などの建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用すること、また、市本庁舎被災時のバックアップ施設となり得ることから、耐震化を図る。【総務部・教育委員会・農林水産部】

### (3) 学校施設等の耐震化〔再掲〕

○ 市立社会体育施設、市立社会教育施設については、国庫補助制度を活用しながら耐震化を推進する。私立幼保連携型認定こども園、私立保育所型認定こども園、私立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園、私立保育所については、国庫補助制度や避難所指定等による財源支援について周知を図り、県と連携して耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化することにより耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進する。【福祉保健部・教育委員会】

### (4) 非構造部材の耐震対策〔再掲〕

○ 庁舎が被災した場合、学校、社会体育施設、社会教育施設は業務バックアップ拠点となり得る。そのため、学校施設、社会体育施設、社会教育施設の耐震対策等を促進し、必要な装備

資機材等の整備を図るとともに、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を推進する。【教育委員会】

#### (5) 学校施設等のバリアフリー化〔再掲〕

- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には市立社会体育施設、市立社会教育施設等、高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用する。そのため、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、国庫補助制度を活用してバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。【教育委員会】

#### (6) 文化財施設の耐震化対策〔再掲〕

- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、県では専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施するため、助成等を活用するとともに助言等をもとに進める。【教育委員会】

#### (7) 救助・救急体制の整備〔再掲〕

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。【総務部】

#### (8) 消防力の強化

- 「南島原市消防団組織編成方針」に基づき各地区の均衡のとれた消防団の編成を進めるとともに、各種訓練の実施により、消防団の資質向上に努める。女性消防団は応急手当普及員の資格を活かし、地域において応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努める。また、消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防自動車や耐震性貯水槽など、設備機材等の計画的な整備を行う。【総務部】

#### (9) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】
- 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】
- 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】

### 重要業績指標 (KPI)

- ◆ 【建設部】住宅の改修等の補助件数：14 件/年 (R4) →16 件/年 (R9)
- ◆ 【建設部】公営住宅関連事業：873 件 (R5) →716 件 (R15)
- ◆ 【総務部・教育委員会・農林水産部】災害時の拠点となる建築物：9 箇所 (R6) →9 箇所 (R11)
- ◆ 【教育委員会】社会教育施設の耐震化：－ →94% (R10)
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の耐震化：79% (H30) →94% (R10)
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の屋内運動場等の吊り天井耐震対策：－ →94% (R10)
- ◆ 【総務部】消防水利数：948 基 (R7) →956 基 (R11)
- ◆ 【総務部】耐震性貯水槽新規設置数：2 基/年 (R6) →2 基/年 (R11)
- ◆ 【総務部】消防団員数：条例定数 1323、実数 1209 (R7) →1247、実数 1247 (R11)

◆ 【総務部】自主防災組織率：95.7%（R6）→100%（R11）	
◆ 【総務部】自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25 組織/年（R6）→100 組織/年（R11）	
◆ 【総務部】広報紙等での啓発回数：7 回/年（R6）→8 回/年（R10）	
取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市安全・安心住まいづくり支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南島原市木造住宅耐震診断支援事業</li> <li>・南島原市木造住宅耐震改修計画作成支援事業</li> <li>・南島原市木造住宅耐震改修工事支援事業</li> </ul> </li> <li>◆ 南島原市建築物耐震化事業</li> <li>◆ 南島原市住宅性能向上リフォーム支援事業</li> <li>◆ 南島原市子育て応援住宅支援事業</li> <li>◆ 南島原市老朽危険空家除却支援事業</li> <li>◆ 南島原市公共施設等総合管理計画（個別計画）</li> <li>◆ 学校施設環境改善交付金事業</li> <li>◆ 児童福祉施設整備事業</li> <li>◆ 南島原市危険ブロック塀等除却費補助金</li> <li>◆ 公営住宅等整備事業</li> <li>◆ 公営住宅等ストック総合改善事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会教育施設整備事業（仮）</li> <li>◆ 社会体育施設整備事業（仮）</li> </ul>

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
<p><b>(1) 推進計画の策定</b></p> <p>○ 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進するための市の推進計画を策定する。【建設部・農林水産部】</p> <p><b>(2) 津波・高潮ハザードマップの周知</b></p> <p>○ 津波・高潮ハザードマップを作成するとともに、市民への周知を図る。【農林水産部・総務部】</p> <p><b>(3) 津波避難対策の推進</b></p> <p>○ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。【建設部・総務部】</p> <p><b>(4) 海岸堤防等老朽化対策</b></p> <p>○ 海岸堤防開口部において、一部に残っている旧式の角材閉鎖部については改良工事を実施する。また海岸堤防の老朽化点検をおこない、海岸長寿命化計画に基づき、必要な改修を行う。【建設部・農林水産部】</p> <p><b>(5) 海岸防災林の整備</b></p> <p>○ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育</p>	

<p>基盤の造成や植栽等の整備を進める。【農林水産部】</p> <p><b>(6) 地域防災力の強化〔再掲〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】</li> <li>○ 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】</li> <li>○ 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】</li> </ul> <p><b>(7) 下水道施設の耐津波対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震対策と同時期に開田雨水ポンプ場の耐津波診断および耐津波対策を実施する。今後は処理場 2 か所・雨水ポンプ場 3 か所も耐津波診断および耐津波対策が必要である。【環境水道部】</li> </ul>	
<b>重要業績指標 (KPI)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【農林水産部・総務部】津波・高潮ハザードマップ作成：100% (R6) →100% (R11)</li> <li>◆ 【総務部】自主防災組織率：95.7% (R6) →100% (R11)</li> <li>◆ 【総務部】自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25 組織/年(R6)→100 組織/年(R11)</li> <li>◆ 【総務部】広報紙等での啓発回数：7 回/年 (R6) →8 回/年 (R10)</li> <li>◆ 【環境水道部】施設の耐津波対策：耐津波診断策定 (R1) →耐津波対策 (R7～R8)</li> </ul>	
<b>取組/事業</b>	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路機能維持・修繕</li> <li>◆ 橋梁長寿命化</li> <li>◆ 道路新設及び改良</li> <li>◆ (伐倒駆除) 保全松林緊急保護整備事業</li> <li>◆ 社会資本総合整備事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 津波・高潮ハザードマップ作成</li> <li>◆ 処理場 2 施設・雨水ポンプ場 3 施設において耐津波診断および耐津波対策</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> </ul>

<b>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</b>	
<p><b>(1) 河川整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川台帳を統合的に整備し、計画的に河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成を行うとともに市民への周知を行う。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所である国道 251 号上流域の河川勾配の緩い箇所を重点的・集中的に行う。【建設部・環境水道部・総務部】</li> </ul>	

## (2) 災害対応体制の強化

- 防災部局や下水道部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて人材育成を推進する。【総務部・環境水道部】

## (3) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】
- 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】
- 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】

### 重要業績指標 (KPI)

- ◆ 【建設部・環境水道部・総務部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害4地区(H28)→1地区(R11)
- ◆ 【総務部・環境水道部】防災士の取得：2名(R6)→5名(R11)
- ◆ 【総務部】自主防災組織率：95.7%(R6)→100%(R11)
- ◆ 【総務部】自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25組織/年(R6)→100組織/年(R11)
- ◆ 【総務部】広報紙等での啓発回数：7回/年(R6)→8回/年(R10)

### 取組/事業

着手済	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li><li>◆ 深江地区浸水対策事業</li><li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li></ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国道251号沿線河川改良事業(仮称)</li></ul>

## 1-5 土砂災害・火山災害(雲仙岳)・溶岩ドーム崩壊等のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性高まる事態

### (1) 防災情報の収集や発信の強化

- 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【総務部】

### (2) 避難警戒体制の強化

- 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに県と連携して、ハザードマップの早期作成、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、土砂災害防止法による特定開発行為の抑制をおこない、危険な地域への居住を制限する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。【総務部・建設部・農林水産部】

### (3) 治山施設の整備

- ため池、農業用ダム耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。【農林水産部・総務部】

- 森林整備については、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮等多用な森林づくりに取り組む。【農林水産部】

#### (4) 避難計画の策定

- 火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視を行っていく必要があり、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）において、専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策が進められている。市は、大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、同協議会等での検討を踏まえて避難計画を策定する。【総務部】
- 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資する防災情報の強化を図る。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。【総務部】
- 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に備えた避難施設の整備、備蓄品の拡充や分散備蓄を図る。【総務部】

#### (5) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】
- 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】
- 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】

### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【総務部】防災カメラの設置：0基（R1）→20基（R10）
- ◆ 【総務部・建設部・農林水産部】土砂災害防止法による指定数：1316箇所（H31）→1400箇所（R6）
- ◆ 【建設部・農林水産部】土砂災害から保全対策が必要な人家戸数：11戸（H31）→11戸（R11）
- ◆ 【農林水産部・総務部】ため池整備ハザードマップ作成：11箇所（R1）→80箇所100%（R4）
- ◆ 【総務部】火山噴火による土砂災害等に備えた関係市の避難計画の策定：未策定（R1）→策定（R3）
- ◆ 【総務部】災害時の拠点となる建築物：9箇所（R6）→9箇所（R11）
- ◆ 【総務部】自主防災組織率：95.7%（R6）→100%（R11）
- ◆ 【総務部】自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25組織/年（R6）→100組織/年（R11）
- ◆ 【総務部】広報紙等での啓発回数：7回/年（R6）→8回/年（R10）

### 取組／事業

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農業水路等長寿命化・防災減災事業</li> <li>◆ 南島原市公共施設等総合管理計画（個別計画）</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 植松地区急傾斜対策事業</li> </ul>

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (1) 消防救急無線のデジタル化、高度化

- 消防救急無線のデジタル化等情報通信機能の耐震災害の強化、高度化を着実に推進する。【総務部】

### (2) 旅行者を含めた避難者に対する情報提供

- 旅行者（外国人を含む）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方を検討する。【総務部】

### (3) 人材育成の推進

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用により一層充実させるため、研修や訓練等を通じて市民の人材育成を推進する。【総務部・教育委員会】

### (4) 防災情報の強化

- 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【総務部】

### (5) 河川砂防情報・土砂災害警戒情報の周知

河川砂防情報・土砂災害警戒情報等については、防災行政無線等により住民に対し確実に周知する。【総務部】

### (6) 建物や土地の危険度判定

- 大規模地震等による建築物及び土地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」並びに被災建築物の判定活動に判定士を取りまとめる「被災建築物応急危険度判定コーディネーター」の継続的な確保に努める。また、判定活動の実施体制を確立するため、「長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会」を通じ、県、県内市町及び関係団体との連携を図る。【総務部】

### (7) 要配慮者の避難支援

- 改正災害対策基本法にそった要配慮者の避難支援対策が促進されるよう取り組む。【総務部・福祉保健部】

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期の停止

#### (1) 輸送ルートの確保

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく道路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【建設部・農林水産部】

#### (2) 緊急輸送の拠点の整備

- 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・港湾・漁港・海岸の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。【建設部・農林水産部】

#### (3) 関係機関・団体等との連携

- 発災後に、民間の道路交通情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、建設業協会等との広域支援協定に基づく防災訓練を実施する。【総務部・建設部】

#### (4) 上水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化については、耐震計画を策定することにより計画的な整備を行う。併せて、上水道、旧簡易水道施設等の耐震化を推進するため、国の補助制度を活用した施設整備を行う。【環境水道部】

#### (5) 地下水源への対策

- 地下水源の濁り対策については、速やかに応急措置を行うとともに、利用者に対しての必要な情報が逐次提供されるよう働きかける。【環境水道部】

#### (6) ガス施設の耐震化

- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、市立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。【教育委員会】

#### (7) 備蓄体制の強化

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【総務部】
- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。【総務部】

#### (8) 受援体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、市、

国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、応援・受援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。【総務部】

**(9) 浸水対策**

- 重要な浄水施設においては、施設内への浸水が想定される場合、浸水対策の施設整備を行う。  
【環境水道部】

**(10) 停電対策**

- 重要な浄水施設において、電力のバックアップがない施設においては、非常用予備発電装置の設置を行う。【環境水道部】
- 太陽光発電システムを設置可能な公共施設へ導入し、災害時におけるレジリエンス強化を図る。【環境水道部】

**重要業績指標 (KPI)**

- ◆ 【環境水道部】耐震化適合率（管路施設）：11.1%→40%（R10）
- ◆ 【総務部】備蓄倉庫数：2箇所（R6）→2箇所（R11）
- ◆ 【環境水道部】公共施設への太陽光発電システム設置数：6箇所（R6）→30箇所（R12）

**取組/事業**

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 林地崩壊防止事業</li> <li>◆ 管路・施設耐震化の推進</li> <li>◆ 相互連絡管の整備</li> <li>◆ 緊急遮断弁の設置</li> <li>◆ 遠隔監視設備の設置</li> <li>◆ 緊急時給水拠点確保等事業（基幹水道構造物の耐震化事業）（重要給水施設配水管）</li> <li>◆ 飲料水健康危機管理実施要項</li> <li>◆ 水源水質調査（年1回）</li> <li>◆ 学校施設環境改善交付金事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）有家、口之津、北有馬、加津佐、西有家地区</li> <li>◆ 大江浄水場浸水対策事業</li> <li>◆ 加津佐第1浄水場停電対策事業</li> </ul>

**2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

**(1) 道路の整備**

- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】

## (2) ヘリコプターの臨時離発着場の整備

- 孤立集落が発生した場合、自衛隊のヘリコプターや県防災ヘリコプター等への要請による現状を把握し、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を実施できるようヘリコプター臨時離発着場を整備する。【総務部】

## (3) 協定事業所等との連携

- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者等のBCP策定等により輸送路を確保するための取組等を促進する。【総務部】

## (4) 交通ルートの確保

- 代替輸送路の確保及び情報の収集に努める。【建設部・農林水産部】

## (5) 情報伝達手段の整備

- 旅行者（外国人を含む）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。【総務部】
- 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。【総務部】
- ICT-BCP を策定する。【総務部】
- 多様な情報伝達手段を用いて情報提供に努めることとするが、住民または観光客が自ら情報収集をする際に、条件不利となる地域があるため、その地域の情報伝達・通信基盤の確保・拡充を図る。【総務部】

## (6) 備蓄の推進

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの取組を促進、改善する。【総務部】

## (7) BCP の策定

- 市のBCP計画を適切に整備する。【総務部】

## (8) 関係機関・団体等との連携〔再掲〕

- 発災後に、民間の道路交通情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、建設業協会等との広域支援協定に基づく防災訓練を実施する。【総務部・建設部】

## 重要業績指標 (KPI)

- ◆ 【建設部】市道の改良率：47.5% (H28) →50.4% (R9)
- ◆ 【建設部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害 4 地区 (H28) →1 地区 (R11)
- ◆ 【建設部】土砂災害から保全対策が必要な人家戸数：11 戸 (H31) →11 戸 (R11)

取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交代金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 植松地区急傾斜対策事業</li> <li>◆ 高度無線環境整備推進事業</li> </ul>

## 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

### (1) 災害対応体制の強化

- 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。【総務部】
- 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討をおこない、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。【総務部・地域振興部】

### (2) 消防力の強化〔再掲〕

- 「南島原市消防団組織編成方針」に基づき各地区の均衡のとれた消防団の編成を進めるとともに、各種訓練の実施により、消防団の資質向上に努める。女性消防団は応急手当普及員の資格を活かし、地域において応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努める。また、消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防自動車や耐震性貯水槽など、設備機材等の計画的な整備を行う。【総務部】

### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【総務部】消防水利数：948基（R7）→956基（R11）
- ◆ 【総務部】耐震性貯水槽新規設置数：2基/年（R6）→2基/年（R11）

◆ 【総務部】消防団員数：条例定数 1323、実数 1209（R7）→1247、実数 1247（R11）

**2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

**(1) 道路の整備〔再掲〕**

- インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾、漁港施設の防災、震災対策、多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備や島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現、港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。【建設部・農林水産部】

**(2) 関係機関・団体との連携〔再掲〕**

- 被災時における大量の傷病者に対応するため、南高医師会との「災害時医療救護に関する協定」に基づき、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。【市民生活部・福祉保健部・総務部】

**(3) 漁港の耐震化**

- 漁港において、漁港、漁場施設の機能保全計画に基づき老朽化対策を推進する。【農林水産部】

**重要業績指標（KPI）**

- ◆ 【建設部】市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）
- ◆ 【建設部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害 4 地区（H28）→1 地区（R11）
- ◆ 【建設部】土砂災害から保全対策が必要な人家戸数：11 戸（H31）→11 戸（R11）

**取組／事業**

- |     |   |
|-----|---|
| 着手済 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> </ul> |
|-----|---|

	<p>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市構造再編集中支援事業</li> <li>◆ 水産物供給基盤機能保全事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交代金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 植松地区急傾斜対策事業</li> </ul>

## 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生

### (1) 防疫体制の整備

- 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、市は県との連携を強化する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等の構築を検討する。【市民生活部・福祉保健部】

### (2) 下水道 BCP の推進

- 下水道施設の耐震化のための調査を行い、地震対策の計画を策定する。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、下水道BCPに電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実を図る。【環境水道部】

### (3) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して建物の耐震化率向上、危険なコンクリートブロック塀等の除却を県と連携して推進し、防災性の向上を図る。また、安心して子供を産み育てることができる住環境を整備するため耐震改修等や、空き家解消のため中古住宅取得を県とともに支援し、防災性の向上を図る。【建設部】

### (4) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 各自治会の自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの共助による地域防災力を強化することに努める。【総務部】
- 災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう自主防災組織での防災訓練活動を推進する。【総務部】
- 防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波及び土砂災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配布するなど、市民の防災意識の高揚を図る。【総務部】

### (5) 備蓄体制の強化〔再掲〕

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【総務部】

- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。【総務部】

**(6) 避難所運営体制の整備**

- 国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、住民主体の避難所(福祉避難所を含む)運営がなされるよう模擬訓練等を実施・検証を行う。なお、必要に応じマニュアル改定を行う。【福祉保健部・市民生活部・総務部】

**(7) 要配慮者対策の充実**

- 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を活用(内部利用、避難支援等関係者への提供)し、災害時に誰一人取り残さない支え合う地域づくりに取り組む。【福祉保健部】
- 「本人・地域記入の個別避難計画」の作成推進にあたり、福祉専門職などと連携を図り、作成支援体制の充実を図る。【福祉保健部】
- 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画情報を活用(内部利用、避難支援等関係者への提供)し、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める。【福祉保健部】

**(8) 業務継続計画の見直し、推進**

- 市役所の機能確保は極めて重要な意味を担うことから、業務継続計画不断の見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設ける。【総務部】

**重要業績指標 (KPI)**

- ◆ 【市民生活部・福祉保健部】 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率：毎年 95%以上
- ◆ 【環境水道部】 下水道 BCP の策定：H27 年策定済→随時改定(組織体制)
- ◆ 【建設部】 住宅の改修等の補助件数：14 件/年 (R4) →16 件/年 (R9)
- ◆ 【建設部】 公営住宅関連事業：873 件 (R5) →716 件 (R15)
- ◆ 【総務部】 自主防災組織率：95.7% (R6) →100% (R11)
- ◆ 【総務部】 自主防災活動組織の防災訓練実施組織数：25 組織/年(R6)→100 組織/年(R11)
- ◆ 【総務部】 広報紙等での啓発回数：7 回/年 (R6) →8 回/年 (R10)
- ◆ 【総務部】 備蓄倉庫数：2 箇所 (R6) →2 箇所 (R11)

**取組/事業**

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市安全・安心住まいづくり支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・南島原市木造住宅耐震診断支援事業</li> <li>・南島原市木造住宅耐震改修計画作成支援事業</li> <li>・南島原市木造住宅耐震改修工事支援事業</li> </ul> </li> <li>◆ 南島原市建築物耐震化事業</li> <li>◆ 南島原市住宅性能向上リフォーム支援事業</li> <li>◆ 南島原市子育て応援住宅支援事業</li> </ul>
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市老朽危険空家除却支援事業</li> <li>◆ 南島原市危険ブロック塀等除却費補助金</li> <li>◆ 公営住宅等整備事業</li> <li>◆ 公営住宅等ストック総合改善事業</li> <li>◆ 要配慮者見守り支援事業</li> </ul>
未着手	◆ 住民主体の避難所（福祉避難所を含む）運営模擬訓練の実施・検証

## 2-6 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

### (1) 避難所運営体制の整備

- 国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、住民主体の避難所（福祉避難所を含む）運営がなされるよう模擬訓練等を実施・検証を行う。なお、必要に応じマニュアル改定を行う。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 警察・消防、保健師のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高い SNS（公式 Twitter や Facebook）及び、公式 LINE を活用する。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 避難所運営にあたっては、多様な団体が話し合いの場に参画することが肝要であり、避難所運営マニュアルにおいて配慮する。【福祉保健部・市民生活部・総務部】

### (2) 要配慮者対策の充実〔再掲〕

- 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を活用（内部利用、避難支援等関係者への提供）し、災害時に誰一人取り残さない支え合う地域づくりに取り組む。【福祉保健部】
- 「本人・地域記入の個別避難計画」の作成推進にあたり、福祉専門職などと連携を図り、作成支援体制の充実を図る。【福祉保健部】
- 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画情報を活用（内部利用、避難支援等関係者への提供）し、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める。【福祉保健部】

### (3) ペット対策の整備

- 国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」に基づき避難所におけるペットの受入れ体制を整備する。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。【環境水道部・総務部】

<p><b>(4) 火葬場施設の機能確保</b></p> <p>○ 施設の老朽化調査を実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の災害時の近隣市との連携、管理体制の強化等に努めていく。【市民生活部】</p>	
<p><b>重要業績指標 (KPI)</b></p>	
<p>◆ 【環境水道部・総務部】 ペット受入れ可能な避難所の選定：4箇所→8箇所 (R12)</p>	
<p><b>取組/事業</b></p>	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災ラジオ（個別受信機）、アプリ（FM しまばら）、防災 web によるメール配信など</li> <li>◆ 要配慮者見守り支援事業</li> <li>◆ 避難所ペット飼育のルール（避難ガイド）周知</li> <li>◆ ペット受入可能避難所公表</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民主体の避難所（福祉避難所を含む）運営模擬訓練の実施・検証</li> </ul>

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### (1) 業務継続計画の見直し、推進

- 市役所の機能確保は極めて重要な意味を担うことから、業務継続計画不断の見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設ける。【総務部】
- 被災リスクに備えた関連機関・団体との連携スキームの構築（救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等）を推進する。【総務部】

##### (2) 市有建築物の耐震化〔再掲〕

- 市有建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条第2項に規定する規模に該当しない公民館、集会所、支所庁舎などの建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用すること、また、市本庁舎被災時のバックアップ施設となり得ることから、耐震化を図る。【総務部・教育委員会・農林水産部】

##### (3) 学校施設等の耐震化〔再掲〕

- 市立社会体育施設、市立社会教育施設については、国庫補助制度を活用しながら耐震化を推進する。私立幼保連携型認定こども園、私立保育所型認定こども園、私立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園、私立保育所については、国庫補助制度や避難所指定等による財源支援について周知を図り、県と連携して耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化することにより耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進する。【福祉保健部・教育委員会】

##### (4) 非構造部材の耐震対策〔再掲〕

- 庁舎が被災した場合、学校、社会体育施設、社会教育施設は業務バックアップ拠点となり得る。そのため、学校施設、社会体育施設、社会教育施設の耐震対策等を促進し、必要な装備資機材等の整備を図るとともに、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を推進する。【教育委員会】

##### (5) 学校施設等のバリアフリー化〔再掲〕

- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には市立社会体育施設、市立社会教育施設等、高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用する。そのため、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、国庫補助制度を活用してバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。【教育委員会】

##### (6) 市庁舎の耐震化

- 災害時に防災拠点となる市庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による防災拠点に指定されることにより、耐震診断結果の報告を義務付けられるとともに、国からの補助金（率）が高くなる。そのため、市庁舎の指定を要請する。【総務部】

##### (7) 災害対応体制の強化

- 大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。【総務部】
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。【総務部】

## (8) 電力の確保

- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。【総務部・福祉保健部・教育委員会】
- 太陽光発電システムを設置可能な公共施設へ導入し、災害時におけるレジリエンス強化を図る。【環境水道部】

## (9) 道路の整備〔再掲〕

- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【総務部・農林水産部・建設部】
- 南島原市自転車活用推進計画に基づく島鉄跡地を活用した自転車歩行者専用道路の整備を行い、避難道路の多重性を確保する。【建設部・総務部】

## 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【総務部】BCPの策定：策定済み（H29）
- ◆ 【総務部・教育委員会・農林水産部】災害時の拠点となる建築物：9箇所（R6）→9箇所（R11）
- ◆ 【教育委員会】社会教育施設の耐震化：－ →94%（R10）
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の耐震化：79%（H30）→94%（R10）
- ◆ 【教育委員会】社会体育施設の屋内運動場等の吊り天井耐震対策：－ →94%（R10）
- ◆ 【建設部】市道の整備：市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）
- ◆ 【建設部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害4地区（H28）→1地区（R11）
- ◆ 【建設部】土砂災害から保全対策が必要な人家戸数→11戸（H31）→11戸（R11）
- ◆ 【環境水道部】公共施設への太陽光発電システム設置数：6箇所（R6）→30箇所（R12）

## 取組／事業

- |     |  |
|-----|--|
| 着手済 | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 南島原市公共施設等総合管理計画（個別計画）</li><li>◆ 学校施設環境改善交付金事業</li><li>◆ 児童福祉施設整備事業</li><li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li><li>◆ 国道の整備促進</li><li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li><li>◆ 道路交通網整備事業</li><li>◆ 地方創生整備推進交付金</li><li>◆ 防災・交通安全交付金</li><li>◆ 道路ストック総点検</li></ul> |
|-----|--|

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> <li>◆ 公共施設への太陽光発電システム設置（布津福祉センター湯楽里、有家小学校、有家コレジヨホール、西有家庁舎、口之津下水処理施設、口之津小学校）</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</li> <li>◆ 都市構造再編集中支援事業</li> <li>◆ 自転車歩行者専用道路整備事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交代金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 植松地区急傾斜対策事業</li> <li>◆ 社会教育施設整備事業（仮）</li> <li>◆ 社会体育施設整備事業（仮）</li> <li>◆ 公共施設への太陽光発電システム設置（24箇所）</li> </ul>

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
(1) 通信インフラの整備	
○ 情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。【建設部】	
重要業績指標 (KPI)	
◆ 【建設部】 河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害 4 地区 (H28) → 1 地区 (R11)	
◆ 【建設部】 土砂災害から保全対策が必要な人家戸数：11 戸 (H31) → 11 戸 (R11)	
取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路機能維持・修繕</li> <li>◆ 橋梁長寿命化</li> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 準用河川・普通河川等の整備</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> <li>◆ 植松地区急傾斜対策事業</li> </ul>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
(1) 情報伝達手段の確保	
○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備を促進する。【総務部】	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
(1) 情報伝達手段の整備〔再掲〕	
○ 市民への着実な災害情報伝達のほか、旅行者（外国人を含めた）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務部】	
○ ICT-BCP の策定【総務部】	
○ 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充を図る【総務部】	
○ 多様な情報伝達手段を用いて情報提供に努めることとするが、住民または観光客が自ら情報収集をする際に、条件不利となる地域があるため、その地域の情報伝達・通信基盤の確保・拡充を図る【総務部】	
(2) 災害情報の収集・伝達手段の確保	

○ 河川砂防情報システムについて、民間通信網を活用した通信経路の冗長化と最新仕様の活用による通信の高速化を着実に推進する。【建設部・総務部】

○ 土砂災害警戒情報について住民に対し、確実に周知する。また、県では土砂災害のメッシュ毎の危険度について避難勧告等の地域の絞り込みが可能となるシステムを構築する。【総務部】

### (3) 災害対応体制の強化

○ 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて市の人材育成を推進する。【総務部】

### (4) 災害教訓の伝承

○ 過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方策を推進する。【総務部】

### (5) 復旧・復興体制の整備

○ 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、県が組織する協議会に参加し、関係団体との連携を推進する。【建設部】

## 重要業績指標（KPI）

◆ 【総務部】防災士の取得：2名（R6）→5名（R11）

## 取組／事業

未着手	◆ 高度無線環境整備推進事業 ◆ 準用河川の整備（市内全域）
-----	-----------------------------------

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

#### (1) 企業防災の促進

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。【地域振興部】

#### (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく道路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【建設部・農林水産部】

#### (3) 道路の整備〔再掲〕

- 道路や港湾、漁港施設の防災、震災対策、多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備や島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】

#### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【建設部】市道の整備：市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）
- ◆ 【建設部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数：浸水被害 4 地区（H28）→1 地区（R11）

#### 取組／事業

- |     |   |
|-----|---|
| 着手済 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> </ul> |
|-----|---|

	◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金） （旧地方創生道整備交付金）
未着手	◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進 ◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交代金)インフラ整備事業(道路整備事業) ◆ 橋梁耐震化事業（仮） ◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化

## 5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。【建設部・農林水産部】

### (2) 企業等による燃料等確保対策の促進

- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【地域振興部】
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。【総務部】

## 取組／事業

着手済	◆ 道路ストック総点検 ◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）
未着手	◆ 橋梁耐震化事業（仮） ◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化 ◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交代金)インフラ整備事業(道路整備事業)

## 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### (1) 防災情報の収集や発信の強化

- 火災、煙、有害物質等の流出により、市民生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。【環境水道部・総務部】

### (2) 企業防災の促進

- 重要な産業施設におけるBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。【地域振興部・総務部】

## 5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備や島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】

### (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。【建設部・農林水産部】
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。【建設部・農林水産部】

### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【建設部】市道の整備：市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）

### 取組／事業

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</li> <li>◆ 都市構造再編集集中支援事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）インフラ整備事業（道路整備事業）</li> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> </ul>

## 5-5 食料等の安全供給の停滞

### (1) 食品、倉庫、輸送事業者等との連携強化

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業

事業者（運輸、倉庫等）との連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。【総務部・地域振興部・農林水産部】

## （２）生産基盤の強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の整備及び機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。【農林水産部】
- 鳥獣被害の防止を図るため、地域や猟友会との連携による捕獲体制の強化や狩猟免許の取得を推進する。また、農業者が自発的に取り組む防護柵の設置や、猟友会が行う捕獲事業を推進する。【農林水産部】
- 農業生産基盤については、農業経営の安定と生産性の向上につながる整備に取り組む。また、計画的な維持管理とともに、安定的な農産物等の供給ができる基盤の強化を推進する。【農林水産部】
- 物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した取り組みの支援、供給体制づくりを推進する。【農林水産部】
- 農地中間管理事業を活用して、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、担い手不足解消のため、新規参入及び後継者確保の促進を図り、耕作放棄地の解消を推進する。【農林水産部】

## （３）農道の整備

- 長期的な保全計画を策定し、効率的かつ計画的な維持補修による、舗装、橋梁・トンネルの長寿命化とライフサイクルコストの健全化を図る。【農林水産部】

## （４）道路の整備〔再掲〕

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、漁港等の老朽化・耐震対策等を推進する。【建設部・農林水産部】

## （５）物流インフラの整備

- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現を着実に進めるとともに、災害時における複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。【建設部】

## （６）漁港の耐震化

- 漁港において、漁港、漁場施設の機能保全計画に基づき老朽化対策を推進する。【農林水産部】

## 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【農林水産部】 農作物被害：5,763千円/年(R3)→4,036千円/年(R9)
- ◆ 【農林水産部】 有機 JAS 登録認定農家数：19人/年(R3)→24人/年(R9)
- ◆ 【農林水産部】 耕作放棄地の解消：19ha/年(R3)→43ha/年(R9)
- ◆ 【農林水産部】 広域農道全延長：L=29.4km（舗装延長 L=26.0 km）
  - ・ 地方創生道整備事業（深江～布津）舗装補修 L=7.0 km
  - L=7.0 km（R6）100%

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業（有家～加津佐）舗装補修 L=19.0 km L=4.6 km（R6）20%→L=19.0 km（R12）100%</li> <li>広域農道＋その他農道（橋梁 42 橋・トンネル 4 箇所） 点検 橋梁 42 橋・トンネル 4 箇所（R2）100%</li> <li>・農業農村整備事業 補修 トンネル 2 箇所（R12）50%</li> </ul>	
取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆（防護柵）鳥獣被害防止総合対策事業</li> <li>◆（捕獲）鳥獣被害総合対策事業</li> <li>◆地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆強い農業・担い手づくり総合支援交付金</li> <li>◆産地パワーアップ事業</li> <li>◆畜産クラスター構築事業</li> <li>◆環境保全型農業推進事業</li> <li>◆農用地有効利用促進対策事業</li> <li>◆農業担い手対策事業</li> <li>◆農業後継者育成事業</li> <li>◆道路ストック総点検</li> <li>◆水産物供給基盤機能保全事業</li> <li>◆地方創生道整備交付金</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農山漁村整備交付金 貝崎漁港（R4～R9）</li> <li>◆農山漁村地域整備交付金</li> <li>◆農業農村整備事業</li> <li>◆島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（道路整備事業）</li> </ul>

## 5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### （1）渇水対策

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を行うとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。【環境水道部・農林水産部】
- 不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。【環境水道部】

### 取組／事業

- |     |   |
|-----|---|
| 着手済 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市渇水対策マニュアル策定（H30）</li> <li>◆ 老朽管更新事業（経営戦略）</li> </ul> |
|-----|---|

	◆ 緊急時給水拠点確保等事業（基幹水道構造物の耐震化事業） ◆ 雨水貯留施設転用補助金
--	--

**6 大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる**

<b>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</b>	
<p><b>(1) 企業防災の促進</b></p> <p>○ エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。【総務部】</p> <p><b>(2) 再生可能エネルギーの導入</b></p> <p>○ エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、太陽光、木質バイオマス、潮流、洋上風力、地熱などの地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【環境水道部】</p> <p>○ 大規模な災害に備え、国の基金事業等を活用し、避難所や防災拠点等となる公共施設や民間施設への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入について支援を行う。【環境水道部・総務部】</p>	
<b>重要業績指標（KPI）</b>	
<p>◆ 【環境水道部】 バイオマス発電設備及び小規模水力発電設置数：0箇所→5箇所（R12）</p> <p>◆ 【環境水道部・総務部】 防災用蓄電池の設置箇所数：2箇所（R6）→10箇所（R11）</p>	
<b>取組／事業</b>	
未着手	<p>◆ 停電及びブラックアウト対策</p> <p>◆ 避難所等公共施設の停電対策</p>

<b>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</b>	
<p><b>(1) 上水道施設の耐震化〔再掲〕</b></p> <p>○ 水道施設の耐震化については、耐震計画を策定することにより計画的な整備を行う。併せて、上水道、旧簡易水道施設等の耐震化を推進するため、国の補助制度を活用した施設整備を行う。【環境水道部】</p> <p><b>(2) 復旧・復興体制の整備</b></p> <p>○ 人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT（On-the-Job-Training：実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法）による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取り組みを行う。【環境水道部】</p> <p>○ 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、災害時相互応援等の応援・受援体制を整備する。【環境水道部】</p>	
<b>重要業績指標（KPI）</b>	
◆ 【環境水道部】 耐震化適合率（管路施設）：11.1%→40%（R10）	
<b>取組／事業</b>	
着手済	<p>◆ 管路・施設耐震化の推進</p> <p>◆ 相互連絡管の整備</p> <p>◆ 緊急遮断弁の設置</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遠隔監視設備の設置</li> <li>◆ 緊急時給水拠点確保等事業（基幹水道構造物の耐震化事業）、（重要給水施設配水管）</li> <li>◆ 九州・山口9県災害時応援協定（H23）</li> <li>◆ 水道施設等相互応援協定書（半島三市）（H31）</li> <li>◆ 水道技術管理者資格の取得（年1名）</li> <li>◆ 日本水道協会主催の各種研修参加</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）有家、口之津、北有馬、加津佐、西有家地区</li> </ul>

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (1) 下水道BCPの推進〔再掲〕

- 下水道施設の耐震化のための調査を行い、地震対策の計画を策定する。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、下水道BCPに電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実を図る。【環境水道部】

#### (2) 排水施設の老朽化対策

- 農業・漁業集落排水施設の老朽化調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携等による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。【環境水道部】

#### (3) し尿処理施設の基幹的設備の整備

- し尿処理施設の老朽化調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。【環境水道部】

#### (4) 合併処理浄化槽の整備

- 老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する。【環境水道部】

#### (5) 雨水ポンプ場施設の耐震対策

- 地震発生を想定し、被災時にも確保すべき機能および確保方を念頭に置いた耐震計画を策定する。耐震計画に基づき耐震対策工事を行う。【環境水道部】

#### (6) 下水道施設の老朽化対策

- 公共下水道施設の老朽化調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせる。また、5年毎に施設の老朽化を調査し、対策を見直すことによって継続的な施設管理を行う。【環境水道部】

#### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【環境水道部】 下水道BCPの策定：H27年策定済→随時改定（組織体制）
- ◆ 【環境水道部】 農業集落排水施設の老朽化調査実施地区割合：約100%（H28）→10年毎見直し調査

- ◆ 【環境水道部】普及率：54.4%（R5）→70.1%（R12）
- ◆ 【環境水道部】浄化槽台帳システム整備：100%
- ◆ 【環境水道部】個人設置型浄化槽の処理人口：15,530人（R5）→18,620人（R12）
- ◆ 【環境水道部】施設の耐震対策：耐震診断策定（R1）→耐震対策（R7～R9）
- ◆ 【環境水道部】施設の老朽化に伴う修繕・改築：ストックマネジメント計画策定（R1～R2）  
→施設の修繕・改築（R4～）

取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農山漁村地域整備事業</li> <li>◆ 南有馬衛生センターし尿処理施設の基幹的設備改良事業</li> <li>◆ 合併処理浄化槽の整備</li> <li>◆ 社会資本総合整備事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 深江衛生センターし尿中継施設の設備改良事業</li> <li>◆ 5年毎にストックマネジメント計画の見直し</li> </ul>

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

##### （1）道路の整備〔再掲〕

- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】

##### （2）輸送ルートの確保〔再掲〕

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく道路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【建設部・農林水産部】

##### （3）被災者支援体制の整備

- 災害により被害を受けた軽自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。【市民生活部】

##### （4）交通施設、沿道建築物等の耐震化の推進

- 港湾等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を推進する。【建設部・総務部】

#### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【建設部】市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）

取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</li> <li>◆ 都市構造再編集集中支援事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> </ul>

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶	
<p><b>（1）水資源の有効利用等</b></p> <p>○ 現行の用水供給整備水準を超える湧水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を行うとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。【環境水道部・農林水産部】</p>	
<p><b>（2）水源関連施設等の整備</b></p> <p>○ 安定した水供給を行うため水源関連施設等の整備を促進する。【環境水道部】</p>	
取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市湧水対策マニュアル策定（H30）</li> <li>◆ 老朽管更新事業（経営戦略）</li> <li>◆ 緊急時給水拠点確保等事業（基幹水道構造物の耐震化事業）</li> <li>◆ 雨水貯留施設転用補助金</li> </ul>

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### (1) 災害対応体制の整備〔再掲〕

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。【総務部】

#### (2) 火災・救助活動能力の強化

- 火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があるため、施設や資材等、消防水利等の強化を図る。【総務部】

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### (1) 企業防災の促進

- 海上・臨海部での災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。【総務部】

#### (2) 防災情報の収集や発信の強化

- 火災、煙、有害物質等の流出により、市民生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。【環境水道部】

### 7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

#### (1) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して建物の耐震化率向上、危険なコンクリートブロック塀等の除却を県と連携して推進し、防災性の向上を図る。また、安心して子供を産み育てることができる住環境を整備するため耐震改修等や、空き家解消のため中古住宅取得を県とともに支援し、防災性の向上を図る。【建設部】

#### 重要業績指標 (KPI)

- ◆ 【建設部】住宅の改修等の補助件数：14件/年 (R4) → 16件/年 (R9)
- ◆ 【建設部】公営住宅関連事業：873件 (R5) → 716件 (R15)

#### 取組/事業

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南島原市安全・安心住まいづくり支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南島原市木造住宅耐震診断支援事業</li> <li>・ 南島原市木造住宅耐震改修計画作成支援事業</li> <li>・ 南島原市木造住宅耐震改修工事支援事業</li> </ul> </li> <li>◆ 南島原市建築物耐震化事業</li> <li>◆ 南島原市住宅性能向上リフォーム支援事業</li> <li>◆ 南島原市子育て応援住宅支援事業</li> <li>◆ 南島原市老朽危険空家除却支援事業</li> <li>◆ 南島原市危険ブロック塀等除却費補助金</li> </ul>
-----	---

- ◆ 公営住宅等整備事業
- ◆ 公営住宅等ストック総合改善事業

#### 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### (1) 連携体制の強化

- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関、地域住民、施設管理者等と連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。【建設部・農林水産部・総務部】

#### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

##### (1) 危険物施設等の安全確保等

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、県、国など関係機関と連携して対応する。【環境水道部】

#### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### (1) 農地の保全

- 有馬干拓及び北岡地区において、農地冠水被害の軽減を図るため、長崎県と連携を図り、土地改良事業や、旧島原鉄道敷などを活用した排水機能向上対策を実施し、農地保全を図る。【農林水産部】

##### (2) 生産基盤の強化〔再掲〕

- 鳥獣被害の防止を図るため、地域や猟友会との連携による捕獲体制の強化や狩猟免許の取得を推進する。また、農業者が自発的に取り組む防護柵の設置や、猟友会が行う捕獲事業を推進する。【農林水産部】
- 農業生産基盤については、農業経営の安定と生産性の向上につながる整備に取り組む。また、計画的な維持管理とともに、安定的な農産物等の供給ができる基盤の強化を推進する。【農林水産部】
- 物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した取り組みの支援、供給体制づくりを推進する。【農林水産部】
- 農地中間管理事業を活用して、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、担い手不足解消のため、新規参入及び後継者確保の促進を図り、耕作放棄地の解消を推進する。【農林水産部】

##### (3) 森林の整備

- 山地災害のおそれがある箇所の調査結果についてハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図られるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。【農林水産部】
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対す

<p>る意識の醸造活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。【農林水産部】</p> <p>○ 森林整備については、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮や自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。【農林水産部】</p>	
<p><b>重要業績指標 (KPI)</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【農林水産部】農地冠水区域の解消：有馬干拓 A=77.9ha (R1:1.0%) →有馬干拓 A=77.9ha (R11:100%)</li> <li>◆ 【農林水産部】農地冠水区域の解消：北岡地区 A=6.0ha (R1:0%) →北岡地区 A=6.0ha (R5:100%)</li> <li>◆ 【農林水産部】農作物被害：5,763 千円/年(R3)→4,036 千円/年(R9)</li> <li>◆ 【農林水産部】有機 JAS 登録認定農家数：19 人/年(R3)→24 人/年(R9)</li> <li>◆ 【農林水産部】耕作放棄地の解消：19ha/年(R3)→43ha/年(R9)</li> <li>◆ 【農林水産部】市内の森林において循環利用が可能な人工林 1,700ha のうち機能が良好に保たれている整備された森林の面積：1,602ha (R5) →1,700 ha (R9)</li> <li>◆ 【農林水産部】ため池整備ハザードマップ作成：11 箇所 (R1) →80 箇所 (R4) 100%</li> </ul>	
<p><b>取組/事業</b></p>	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (防護柵) 鳥獣被害防止総合対策事業</li> <li>◆ (捕獲) 鳥獣被害総合対策事業</li> <li>◆ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金</li> <li>◆ 産地パワーアップ事業</li> <li>◆ 畜産クラスター構築事業</li> <li>◆ 環境保全型農業推進事業</li> <li>◆ 農用地有効利用促進対策事業</li> <li>◆ 農業担い手対策事業</li> <li>◆ 農業後継者育成事業</li> <li>◆ (林地災害) 林地崩壊防止事業</li> <li>◆ 水利施設等保全高度化事業</li> </ul>
未着手	

<p><b>7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響</b></p>	
<p>(1) 情報発信経路</p> <p>○ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行い、情報発信経路の維持に努める【地域振興部】</p>	
<p>(2) 離職者の再就職支援</p> <p>○ 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する【地域振興部】</p>	

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を国の災害廃棄物対策指針に基づき推進する。  
また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づき推進する。【環境水道部】
- PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた市災害廃棄物処理計画を策定する。【環境水道部】

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 復旧・復興体制の整備

- 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。【建設部】
- 雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。【建設部】

#### (2) 市災害対策本部体制の強化

- 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。【総務部】

#### (3) 市庁舎の耐震化〔再掲〕

- 災害時に防災拠点となる市庁舎については、長崎県耐震改修促進計画による防災拠点に指定されることにより、耐震診断結果の報告を義務付けられるとともに、国からの補助金（率）が高くなる。そのため、市庁舎の指定を要請する。【総務部】

#### (4) 最新技術の導入

- 大規模災害時における災害対応ロボット等の技術活用について、国との連携を図れるよう、情報の共有を行う。【建設部】

### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【総務部】防災資器材の備蓄推進、防災倉庫の整備：備蓄倉庫整備数 2箇所（R6）→2箇所（R11）
- ◆ 【環境水道部】災害廃棄物仮置場設置：0箇所→8箇所（R12）

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 浸水対策

- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。【建設部・農林水産部・環境水道部】

#### (2) 河川整備〔再掲〕

- 河川台帳を統合的に整備し、計画的に河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成を行うとともに市民への周知を行う。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。【建設部・環境水道部・総務部】

#### 重要業績指標 (KPI)

- ◆ 【建設部・環境水道部・総務部】河川改修により浸水被害が軽減される地区数→浸水被害4地区(H28)→1地区(R11)

#### 取組/事業

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 普通河川榎田川改良事業</li> <li>◆ 深江地区浸水対策事業</li> <li>◆ 緊急自然災害防止対策事業</li> </ul>
-----	---

### 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 地域コミュニティの活性化

- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国、県、市町が協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。【総務部】

#### (2) ボランティアの受け入れ態勢の整備

- 大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。【福祉保健部・地域振興部】

#### (3) 学校における防災教育

- 学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。【教育委員会・総務部】

#### (4) 市災害対策本部体制の強化〔再掲〕

- 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。【総務部】

**(5) 要配慮者対策の充実**

- 大災害発生時等に指定避難所では受入が困難な方が安心して避難できるよう、障害者（児）などの属性に対応できる福祉避難所の充実を図る。【福祉保健部】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画策定、避難確保計画に基づく避難訓練が適切に実施されるよう支援を行う。【総務部・市民生活部・福祉保健部・建設部・教育委員会・島原広域市町村圏組合】

**(6) 社会福祉施設等の防災・減災対策**

- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、「スプリンクラー設備等の設置、耐震化改修、大規模修繕、非常用自家発電設備、給水設備」等の整備、「倒壊の危険性があるブロック塀」等の改修を推進する。【福祉保健部】

**重要業績指標（KPI）**

- ◆ 【総務部】自主防災リーダーの新規養成数：0→2人（毎年度）
- ◆ 【教育委員会・総務部】避難訓練：学校毎に実施 小学校：年3回、中学校：年2回→現状維持
- ◆ 【総務部】防災資機材の備蓄促進、防災倉庫の整備：備蓄倉庫整備数 2箇所（R6）→2箇所（R11）

**取組／事業**

着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉総務費（南島原市社会福祉協議会補助金）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金等各種募金活動</li> <li>・ボランティア活動の推進</li> </ul> </li> <li>◆ 避難訓練の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回毎にテーマ（火災・地震・台風・落雷・噴火・不審者等）を設定し、訓練実施中</li> </ul> </li> <li>◆ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</li> <li>◆ 高齢者福祉施設整備事業</li> <li>◆ 社会福祉施設等施設整備事業</li> <li>◆ 要配慮者利用施設の避難確保計画の整備</li> </ul>
未着手	

**8-5 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態**

**(1) 復旧・復興体制の整備**

大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、県が組織する協議会に参加し、関係団体との連携を推進する。  
【建設部】

**(2) 仮設住宅建設候補地の選定**

- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を

<p>行い、仮設住宅用地の確保に努める。【総務部】</p> <p><b>(3) 罹災証明書発行体制の整備</b></p> <p>○ 罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、県や国の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。【市民生活部】</p> <p><b>(4) 地籍調査の推進</b></p> <p>○ 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、県と連携して地籍調査を推進することにより、地籍の明確化を図り地籍図などの整備を積極的に推進する。【建設部】</p>	
<b>重要業績指標 (KPI)</b>	
<p>◆ 【総務部】 仮設住宅用地の候補地の選定：14箇所 (R6) →14箇所 (R11)</p> <p>◆ 【市民生活部】 内閣府と共催で開催した住家の被害認定調査研修受講者数：4人 (R7) →4人 (毎年度)</p> <p>◆ 【建設部】 地籍調査進捗率：97% (R6) →98% (R12)</p>	
<b>取組/事業</b>	
着手済	◆ 地籍調査 南島原市全域

<b>8-6 道路等の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<p><b>(1) 復旧・復興体制の整備</b></p> <p>○ 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係する必要があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。【建設部】</p> <p><b>(2) 地籍調査の推進</b></p> <p>○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。【建設部】</p> <p><b>(3) 幹線等の耐震化</b></p> <p>○ 地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面对策推進を図るとともに、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行い、国・県等と連携して総合的に取組を進める。【建設部】</p>

## 9 大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する

### 9-1 島原半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

#### (1) 災害対応体制の強化

- 市内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合における資材・装備・人員体制等について検討する。【建設部】
- 大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。【総務部】

#### (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく道路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【建設部・農林水産部】

#### (3) 道路の整備〔再掲〕

- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現、島原半島西回り道路の調査検討、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。【建設部・農林水産部】
- 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、高規格幹線道路等の重点的な整備、島原天草長島連絡道路の早期実現による多重性の向上を着実に推進する。さらには、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化を図る。【建設部・農林水産部】

#### (4) 港湾 BCP の策定

- BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。【建設部】

#### (5) 電力の確保〔再掲〕

- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。【総務部】
- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。【総務部・福祉保健部・教育委員会】

#### 重要業績指標（KPI）

- ◆ 【建設部】市道の改良率：47.5%（H28）→50.4%（R9）

取組／事業	
着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路機能維持・修繕</li> <li>◆ 橋梁長寿命化</li> <li>◆ 地域高規格道路整備促進事業</li> <li>◆ 国道の整備促進</li> <li>◆ 主要地方道及び一般県道の整備促進</li> <li>◆ 道路交通網整備事業</li> <li>◆ 地方創生整備推進交付金</li> <li>◆ 防災・交通安全交付金</li> <li>◆ 道路ストック総点検</li> <li>◆ 学校施設環境改善交付金事業</li> <li>◆ 社会資本整備総合交付金</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交代金）（旧地方創生道整備交付金）</li> <li>◆ 都市構造再編集集中支援事業</li> </ul>
未着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 島原半島の幹線道路網の整備促進</li> <li>◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)インフラ整備事業(道路整備事業)</li> <li>◆ 橋梁耐震化事業（仮）</li> <li>◆ 市街地等の幹線道路の無電柱化</li> </ul>

## 第6章 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画では、国及び県の計画における重点化項目を参考に、過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、19の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

### 【重点化に当たっての視点】

- 【a】過去の災害経験（土砂災害、火山災害等）
- 【b】地域特性（島原半島）
- 【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- 【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

事前に備えるべき目標 (9)		起きてはならない最悪の事態 (40)		該当指標 (18)
1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通インフラ等の複合的な大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生	d
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生	d
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-5	土砂災害・火山災害（雲仙岳）・溶岩ドーム崩壊等のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性高まる事態	a,b,d
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	d
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間の停止	b,d
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	b
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	b,d
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	b,d
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	d
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	d
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	a,d
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	b

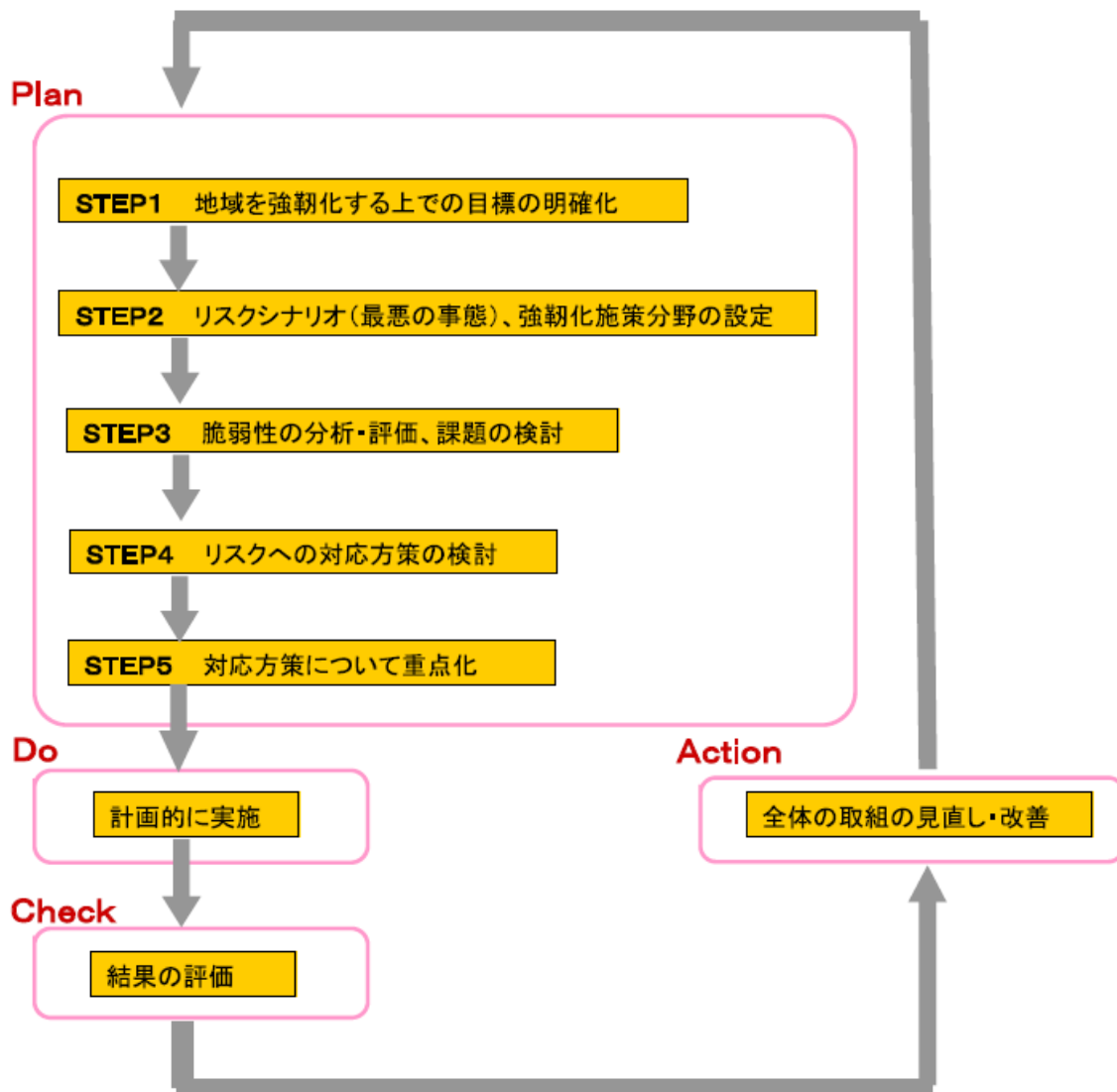
事前に備えるべき目標 (9)		起きてはならない最悪の事態 (40)		該当指標 (18)
		5-5	食料等の安定供給の停滞	b,d
6	大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	b
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	d
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	a,b
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	c
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	c
		8-5	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
		8-6	道路等の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
9	大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する	9-1	島原半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	b,c,d

## 第7章 計画の推進体制

南島原市国土強靱化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、関係する部署等において推進体制を構築し、各関係部署間で情報を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

### (PDCAプロセス)



### 【南島原市国土強靱化地域計画の見直し】

- ・令和2年7月 策定
- ・令和8年3月 見直し

## 資料：リスクシナリオ別の脆弱性の分析、評価、課題の検討

### 1 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 市街地での建物・交通インフラ等の複合的な大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。【建設部】

##### (2) 市有建築物の耐震化

- 平時から不特定多数の一般市民が利用する市有建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用されることから、耐震化を行う必要がある。【総務部・教育委員会・農林水産部】

##### (3) 学校施設等の耐震化

- 私立幼稚園、市立認定こども園、私立保育所、市立社会体育施設、市立社会教育施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。【福祉保健部・教育委員会】

##### (4) 非構造部材の耐震対策

- 市有施設等において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。【教育委員会】

##### (5) 学校施設等のバリアフリー化

- 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。【教育委員会】

##### (6) 文化財施設の耐震化対策

- 文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。【教育委員会】

##### (7) 救助・救急体制の整備

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【総務部】

##### (8) 大規模盛土造成地の調査及び無電柱化

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できていない。また、無電柱化の対策が途上である。【建設部】

##### (9) 空き家対策の推進

- 市内の空き家は、実数、空き家率ともに増加し続けており、このうち老朽危険空き家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。【建設部・地域振興部】

##### (10) 避難路の整備

- 南島原市自転車活用推進計画にて鉄道跡地を自転車歩行者専用道路として整備中であり、災害時の避難道路としての活用を検討する必要がある。【建設部・総務部】

##### (11) 地域防災力の強化

- 自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざと

いうときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部・建設部】

## 1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生

### (1) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。【建設部】

### (2) 市有建築物の耐震化〔再掲〕

- 平時から不特定多数の一般市民が利用する市有建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用されることから、耐震化を行う必要がある。【総務部・教育委員会・農林水産部】

### (3) 学校施設等の耐震化〔再掲〕

- 私立幼稚園、市立認定こども園、私立保育所、市立社会体育施設、市立社会教育施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。【福祉保健部・教育委員会】

### (4) 非構造部材の耐震対策〔再掲〕

- 市有施設等において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。【教育委員会】

### (5) 学校施設等のバリアフリー化〔再掲〕

- 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。【教育委員会】

### (6) 文化財施設の耐震化対策〔再掲〕

- 文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。【教育委員会】

### (7) 救助・救急体制の整備〔再掲〕

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【総務部】

### (8) 消防力の強化

- 少子高齢化、人口減少にともない、本市においても消防団員の減少がみられるため、加入促進に繋がるよう、継続して消防団活動を含めた様々な情報を発信するほか、消防団協力事業所等、地域の協力を得ながら消防力を強化していく必要がある。【総務部】

### (9) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざというときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部】

## 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (1) 推進計画の策定

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、市における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等が進められているが、広域のかつ大規模な津波災害が発生した場合には現状の施策で十分に

対応できないおそれがあるため、市の推進計画の進捗を図るとともに、広域のかつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【建設部・農林水産部】

**(2) 津波・高潮ハザードマップの周知**

- ハザードマップの整備が進んでいない。【農林水産部・総務部】

**(3) 津波避難対策の推進**

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【建設部・総務部】

**(4) 海岸堤防等老朽化対策**

- 海岸堤防開口部においては、一部に旧式の角材閉鎖方式の箇所が残っている。また老朽化等により開閉不良の閉鎖扉もあり、確実な機能保全対策が必要である。【建設部・農林水産部】

**(5) 海岸防災林の整備**

- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める必要がある。【農林水産部】

**(6) 地域防災力の強化〔再掲〕**

- 自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざというときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部】

**(7) 下水道施設の耐津波対策**

- 大規模地震に伴い津波による下水道施設への被害が想定されるため、耐津波診断を行い、対策を行う必要がある。【環境水道部】

**1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

**(1) 河川整備**

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進するとともに、排水ポンプ、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。また、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成に取り組んでいる。なお、施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【建設部・環境水道部・総務部】

**(2) 災害対応体制の強化**

- 防災部局や下水道部局において、より迅速な対応を行うため、人材育成を推進する必要がある。【総務部・環境水道部】

**(3) 地域防災力の強化〔再掲〕**

- 自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざというときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部】

**1-5 土砂災害・火山災害（雲仙岳）・溶岩ドーム崩壊等のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性高まる事態**

**(1) 防災情報の収集や発信の強化**

- 市内には土砂災害に対する危険箇所が多く存在していることから、広域のかつ大規模な災害

の発生が懸念される。【総務部】

## (2) 避難警戒体制の強化

- 市内には土砂災害に対する危険箇所が多く存在していることから、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【総務部・建設部・農林水産部】

## (3) 治山施設の整備

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・農業用ダムの耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備に当たっては、鳥獣害対策の徹底、植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【農林水産部・総務部】

## (4) 避難計画の策定

- 雲仙普賢岳は、平成3年の噴火災害以降、砂防施設の整備が進められているが、山腹には多量の堆積物が存在することや、山頂には約1億 $m^3$ の不安定な溶岩ドームが存在し、崩壊のおそれがある。また、火山噴火等に対して対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるが、火山災害に係る具体的で実践的な避難計画の策定がなされていない。【総務部】

## (5) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざというときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部】

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (1) 消防救急無線のデジタル化、高度化

- 消防救急無線のデジタル化等情報通信機能の耐震災害の強化、高度化を着実に推進する。【総務部】

### (2) 旅行者を含めた避難者に対する情報提供

- 旅行者（外国人を含む）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方をけんとうする。【総務部】

### (3) 人材育成の推進

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用により一層充実させるため、研修や訓練等を通じて市民の人材育成を推進する。【総務部】

### (4) 防災情報の強化

- 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【総務部】

### (5) 河川砂防情報・土砂災害警戒情報の周知

河川砂防情報・土砂災害警戒情報等については、防災行政無線等により住民に対し確実に周知する。【総務部】

### (6) 建物や土地の危険度判定

- 大規模地震等による建築物及び土地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」並びに被災建築物の判

定活動に判定士を取りまとめる「被災建築物応急危険度判定コーディネーター」の継続的な確保に努める。また、判定活動の実施体制を確立するため、「長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会」を通じ、県、県内市町及び関係団体との連携を図る。【総務部】

#### (7) 要配慮者の避難支援

- 改正災害対策基本法にそった要配慮者の避難支援対策が促進されるよう取り組む。【総務部】

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間の停止

#### (1) 輸送ルートの確保

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保及び陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。【建設部・農林水産部】

#### (2) 緊急輸送の拠点の整備

- 災害時に緊急輸送の拠点となる機能として、発災後早期の段階で、救急・救命活動等の受け入れ拠点を整備する必要がある。【建設部・農林水産部】

#### (3) 関係機関・団体等との連携

- 発災後に、民間の道路交通情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【総務部・建設部】

#### (4) 上水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震適合率（管路施設）は11.1%（H29）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を促進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める必要がある。【環境水道部】

#### (5) 地下水源への対策

- 地下水源の濁りについては、水道利用に対する、利用者へのスピーディな情報提供が必要。【環境水道部】

#### (6) ガス施設の耐震化

- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについて、学校等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。【教育委員会】

#### (7) 備蓄体制の強化

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【総務部】

#### (8) 受援体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者

が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【総務部】

#### (9) 浸水対策

- 重要な浄水施設が冠水被害を受けると長期的な断水となるため、被害の最小化を図る必要がある。【環境水道部】

#### (10) 停電対策

- 重要な浄水施設が長期停電の被害を受けると長期的な断水となるため、被害の最小化を図る必要がある。【環境水道部】

## 2-2 多数か長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (1) 道路の整備

- 長崎県は、九州の西北部に位置し台風常襲地帯であり、いたるところに山岳・丘陵が起伏し、平坦地が貧しく、各所に半島が突出し、大規模災害の脅威を有しているため、道路や港湾、漁港施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、洪水・土砂災害・津波・高潮・高潮対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【建設部・農林水産部・総務部】

### (2) ヘリコプター臨時離発着場の整備

- 孤立集落が発生した場合、自衛隊のヘリコプターや県防災ヘリコプター等への要請による現状を把握し、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を実施できるようヘリコプター臨時離発着場を整備する必要がある。【総務部】

### (3) 協定事業所等との連携

- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者等のBCP策定等により輸送路を確保するための取組等を促進する必要がある。【総務部】

### (4) 交通ルートの確保

- 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。【建設部・農林水産部】

### (5) 情報伝達手段の整備

- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。【総務部】
- 緊急時に迅速にかつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制作りが必要。【総務部】
- 災害発生時における応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の確保の優先計画が策定されていない。【総務部】
- 防災行政無線や防災ラジオ、アプリやタブレットなど多様な情報伝達や情報収集手段があるものの、市内の一部の地域においては、超高速通信網の基盤が未整備である。【総務部】

## (6) 備蓄の推進

- 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。【総務部・建設部】

## (7) BCPの策定

- 市内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【総務部】

## (8) 関係機関・団体等との連携〔再掲〕

- 発災後に、民間の道路交通情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【総務部・建設部】

## 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

### (1) 災害対応体制の強化

- 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、TEC-FORCEなど派遣隊の受け入れ体制を整えておく必要がある。【総務部】
- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【総務部・地域振興部・建設部】

### (2) 消防力の強化〔再掲〕

- 少子高齢化、人口減少にともない、本市においても消防団員の減少がみられるため、加入促進に繋がるよう、継続して消防団活動を含めた様々な情報を発信するほか、消防団協力事業所等、地域の協力を得ながら消防力を強化していく必要がある。【総務部】

## 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められているが、そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路や港湾、漁港施設の防災、震災対策、多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【建設部・農林水産部・総務部】
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム(DMAT)については、県内全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワ

ークの構築、港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する必要がある。【建設部・農林水産部】

## (2) 関係機関・団体との連携

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との連携強化を推進する必要がある。【市民生活・福祉保健部・総務部】

## (3) 漁港の耐震化

- 漁港において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。【農林水産部】

## 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生

### (1) 防疫体制の整備

- 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、市は県との連携を強化する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【市民生活部・福祉保健部】

### (2) 下水道 BCP の推進

- 県内の社会資本整備交付金（防災・安全）の内示率は約 50%で推移している（国費約 10 億円）ため、下水道管の耐震診断及び改修の財源確保が課題。停電時でも処理機能を損なわないよう下水処理場、ポンプ場およびマンホールポンプの電源確保が課題。【環境水道部】

### (3) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

- 住宅・建築物の耐震化を促進することにより災害時における被災者を減らし、避難所生活者を減少させることが必要である。住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。【建設部】

### (4) 地域防災力の強化〔再掲〕

- 感染症蔓延時には、分散している避難生活者への各種支援が行きわたらないとともに、ボランティア支援も期待できないため、地域住民で支援し合うことが必要である。自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築し、いざというときに市民が協力し合える災害に強いまちづくりを行う必要がある。【総務部】

### (5) 備蓄体制の強化〔再掲〕

- 感染症対策を踏まえた備蓄物資への見直し、地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【総務部】

### (6) 避難所運営体制の整備

- 感染症蔓延期を想定した避難所運営マニュアルへの見直しが必要である。また、熊本県（H28 熊本地震時）は、「地震発生当時、県内 45 市町村のうち 23 の市町村が避難所運営マニュアルを作成しておらず、またマニュアルを作成していても十分に活用されていない事例があった。」、また、「避難者による自主運営への移行が困難な避難所が存在したため、

避難所運営に多くの行政職員等が従事し、本来行うべき復旧業務に支障を来たした。」と熊本地震を検証している。余震の恐怖のみならず、家族の介護・介助やプライバシー確保に対する不安、ペット同伴の困難、自宅の防犯等を理由に車中やテントでの避難を選択した被災者も多かった。【福祉保健部・市民生活部・総務部】

#### (7) 要配慮者対策の充実

- 避難行動要支援者施策の推進にあたり、新興感染症発生時等における災害時の避難支援等の実施が適切に行われるよう、感染症の診療等を行う第二種指定医療機関（長崎県島原病院）と連携を図り、対応方法等の習得に努め、災害時に誰一人取り残さない支え合う地域づくりに取り組む。【福祉保健部】

#### (8) 業務継続計画の見直し、推進

- 行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。また、感染症蔓延期における業務継続計画についても検討する必要がある。【総務部】

### 2-6 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

#### (1) 避難所運営体制の整備

- 熊本県（H28 熊本地震時）は、「地震発生当時、県内 45 市町村のうち 23 の市町村が避難所運営マニュアルを作成しておらず、またマニュアルを作成していても十分に活用されていない事例があった。」、また、「避難者による自主運営への移行が困難な避難所が存在したため、避難所運営に多くの行政職員等が従事し、本来行うべき復旧業務に支障を来たした。」と熊本地震を検証している。余震の恐怖のみならず、家族の介護・介助やプライバシー確保に対する不安、ペット同伴の困難、自宅の防犯等を理由に車中やテントでの避難を選択した被災者も多かった。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 熊本地震では、車中避難者など指定外の場所に避難している人の把握が容易ではなく、結果として避難所外避難者に対する支援（食料等の物資の配布、保健医療サービス、正確な情報の伝達等）が行き届かないという問題が顕在化した。個人によって車中避難に至った経緯は様々であり個別に対応が必要。（車が一番安全と判断、プライバシーの確保、乳幼児や障害をかかえた家族、ペットの存在など）発災直後には、エコノミークラス症候群の患者が集中的に発生。【福祉保健部・市民生活部・総務部】
- 避難所では、不特定多数の方が一時的に共同生活を送ることから、様々な制約や不便が生じるが生活上最低限の安心・安全が確保されなければならない。避難所運営にあたっては、多様な視点（女性や LGBT など）での配慮が必要である。【福祉保健部・市民生活部・総務部】

#### (2) 要配慮者対策の充実〔再掲〕

- 大規模災害等、避難所生活が長期化した場合に災害関連死を防ぐ取り組み（安否確認及びアセスメントを行い、必要なサービスに繋げる）が行われるよう、福祉専門職との連携支援体制の充実を図る。【福祉保健部】

#### (3) ペット対策の整備

- ペットと同行できる避難場所の確保や長期に渡る預かり希望者への対応が必要。また、仮設住宅への入居基準にペット同伴者への配慮が必要。【環境水道部・総務部】

#### (4) 火葬場施設の機能確保

- 施設の老朽化等の改修推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【市民生活部】

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### (1) 業務継続計画の見直し、推進

- 行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務部】
- 業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【総務部】

##### (2) 市有建築物の耐震化〔再掲〕

- 平時から不特定多数の一般市民が利用する市有建築物は、避難所や災害対応拠点としても利用されることから、耐震化を行う必要がある。【総務部・教育委員会・農林水産部】

##### (3) 学校施設等の耐震化〔再掲〕

- 市立認定こども園、公立保育所、私立保育所、市立社会体育施設、市立社会教育施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。【福祉保健部・教育委員会】

##### (4) 非構造部材の耐震対策〔再掲〕

- 市有施設等において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。【教育委員会】

##### (5) 学校施設等のバリアフリー化〔再掲〕

- 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。【教育委員会】

##### (6) 市庁舎の耐震化

- 災害対策本部及び現地対策本部が設置される市庁舎の耐震化を進める必要がある。【総務部】

##### (7) 災害対応体制の強化

- 自治体や消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。【総務部】
- 自治体や消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。【総務部】

##### (8) 電力の確保

- 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備は財政上の制約が大きい。【総務部・福祉保健部・教育委員会】

#### **(9) 道路の整備〔再掲〕**

- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、港湾、漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。【総務部・農林水産部・建設部】

## **4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

### **4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

#### **(1) 通信インフラの整備**

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【建設部】

### **4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

#### **(1) 情報伝達手段の確保**

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備を促進する必要がある。【総務部】

### **4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

#### **(1) 情報伝達手段の整備〔再掲〕**

- 防災行政無線の情報伝達手段の多様化等により、市や市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務部】
- 災害発生時における応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の確保が明文化されていない。【総務部】
- 防災行政無線や防災ラジオ、アプリやタブレットなど多様な情報伝達手段があるものの、市内の一部の地域においては、超高速通信網の基盤が未整備である。【総務部】
- 災害時に情報収集をする場合において、市内の一部地域で超高速通信網の基盤が未整備であるため、思ったような情報を得ることができない場合がある。【総務部】

#### **(2) 災害情報の収集・伝達手段の確保**

- 雨量、河川水位等の観測機器からのデータをリアルタイムで収集及び処理を行い、発信する河川砂防情報システムについて通信経路の冗長化と高速化等の基盤強化を図る必要がある。【建設部・総務部】
- 土砂災害において住民に危険箇所を周知するとともに自主避難や避難勧告等の判断材料となる土砂災害警戒情報やリアルタイムメッシュ毎の危険度について公表を行う必要がある。

【総務部】

### (3) 災害対応体制の強化

- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人材育成を推進する必要がある。【総務部】

### (4) 災害教訓の伝承

- 過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方を推進する必要がある。【総務部】

### (5) 復旧・復興体制の整備

- 本市が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。（熊本被災地では擁壁等の倒壊により道路が機能していなかった。長崎県内の住宅地は道路幅員が狭小な地区が多く、避難救助活動等に支障が生じるものと考えられる。）【建設部】

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

#### (1) 企業防災の促進

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組が必要である。【地域振興部】

#### (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルート及び陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。【建設部・農林水産部】

#### (3) 道路の整備〔再掲〕

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。【建設部・農林水産部】

### 5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【建設部・農林水産部】

#### (2) 企業等による燃料等確保対策の促進

- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある

る。【地域振興部】

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。【総務部】

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (1) 防災情報の収集や発信の強化

- 火災、煙、有害物質等の流出により、周辺住民の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。【環境水道部・総務部】

#### (2) 企業防災の促進

- 重要な産業施設におけるBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。【地域振興部・総務部】

### 5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

#### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及び多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。【建設部・農林水産部】
- 交通施設に関する耐震化対策、交通施設分断を防ぐ対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に推進する必要がある。【建設部】

#### (2) 輸送ルートの確保

- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。【建設部・農林水産部】
- 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【建設部・農林水産部】

### 5-5 食料等の安定供給の停滞

#### (1) 食品、倉庫、輸送事業者等との連携強化

- 食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。【総務部・地域振興部・農林水産部】
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【総務部・地域振興部・農林水産部】

#### (2) 生産基盤の強化

- 農林水産業に係る生産基盤等については、基幹的農業水利施設の機能保全計画を策定するとともに、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた取組みを推進する必要がある。【農林水産部】
- 鳥獣被害の拡大により、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が懸念され、農作物被害の減少に取り組む必要がある。【農林水産部】

- 災害時にも農業生産に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、農作物の生産性の向上に取り組む必要がある。【農林水産部】
- 災害時にも自然環境を守りながら、消費者に安全な農作物等を供給するため、環境保全型農業に取り組む必要がある。【農林水産部】
- 耕作放棄地解消に向け、利用状況、利用意向を調査し、事業の活用で、農地の集積、集約化に取り組む必要がある。【農林水産部】

### (3) 農道の整備

- 南島原市管理農道（広域農道を含む）は、各地域の農産物の流通等の役割に大きく寄与しているが、供用開始から一定期間が経過し、劣化が著しい状況にあり、安定した流通の確保や車両の安全な通行の確保に対する対策が必要である。【農林水産部】

### (4) 道路の整備〔再掲〕

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路、港湾、漁港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。【建設部・農林水産部】

### (5) 物流インフラの整備

- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。【建設部】

### (6) 漁港の耐震化〔再掲〕

- 漁港において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。【農林水産部】

## 6 大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### (1) 企業防災の促進

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【総務部】

#### (2) 再生可能エネルギーの導入

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【環境水道部・総務部】

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### (1) 上水道施設の耐震化〔再掲〕

- 水道施設の耐震適合率（管路施設）は11.1%（H29）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を促進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める必要がある。【環境水道部】

#### (2) 復旧・復興体制の整備

- 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水や再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【環境水道部】

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (1) 下水道BCPの推進〔再掲〕

- 県内の社会資本整備交付金（防災・安全）の内示率は約 50%で推移している（国費約 10 億円）ため、下水道管の耐震診断及び改修の財源確保が課題。停電時でも処理機能を損なわないよう下水処理場、ポンプ場およびマンホールポンプの電源確保が課題。【環境水道部】

#### (2) 排水施設の老朽化対策

- 農業・漁業集落排水施設の老朽化調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【環境水道部】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【環境水道部】

#### (3) し尿処理施設の基幹的設備の整備

- 施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【環境水道部】

#### (4) 合併処理浄化槽の整備

- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システムにおいては、システムのネットワーク化など現行システムの更新を行い、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【環境水道部】

#### (5) 雨水ポンプ場施設の耐震対策

- 公共下水道施設の開田雨水ポンプ場は平成 8 年度に供用開始したが、平成 9 年に下水道施設の地震対策マニュアルが改定したため、耐震診断を行う必要がある。【環境水道部】

#### (6) 下水道施設の老朽化対策

- 公共下水道施設の老朽化調査を R1～R2 に実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【環境水道部】

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### (1) 道路の整備〔再掲〕

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や、多重性の向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【建設部・農林水産部】

#### (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保及び陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。【建設部・農林水産部】

### (3) 被災者支援体制の整備

- 災害により被害を受けた軽自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。【市民生活部】

### (4) 交通施設、沿道建築物等の耐震化の推進

- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【建設部・総務部】

## 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

### (1) 水資源の有効利用等

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を行うとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。【環境水道部・農林水産部】

### (2) 水源関連施設等の整備

- 安定した水供給を行うため水源関連施設等の整備を促進する。【環境水道部】

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### (1) 災害対応体制の整備〔再掲〕

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、災害対応体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する必要がある。【総務部】

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### (1) 企業防災の促進

- 海上・臨海部での災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る必要がある。【総務部】

#### (2) 防災情報の収集や発信の強化

- 火災、煙、有害物質等の流出により、周辺住民の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。【環境水道部】

### 7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

#### (1) 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付け

に伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。【建設部】

#### 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### (1) 連携体制の強化

- 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係機関、地域住民、施設管理者等と連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【建設部・農林水産部・総務部】

#### 7-5 有害物資の大規模拡散・流出による被害の拡大

##### (1) 危険物施設等の安全確保等

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国など関係機関と連携して対応する必要がある。【環境水道部】

#### 7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

##### (1) 農地の保全

- 有馬干拓において、豪雨、台風等の大雨時における農地冠水被害軽減対策を推進する必要がある。【農林水産部】

##### (2) 生産基盤の強化〔再掲〕

- 鳥獣被害の拡大により、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が懸念され、農作物被害の減少に取り組む必要がある。【農林水産部】
- 災害時にも農業生産に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、農作物の生産性の向上に取り組む必要がある。【農林水産部】
- 災害時にも自然環境を守りながら、消費者に安全な農作物等を供給するため、環境保全型農業に取り組む必要がある。【農林水産部】
- 耕作放棄地解消に向け、利用状況、利用意向を調査し、事業の活用で、農地の集積、集約化に取り組む必要がある。【農林水産部】

##### (3) 森林の整備

- 森林については、市森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分され、機能が保たれているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【農林水産部】

- 森林の整備に当たっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【農林水産部】

#### 7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

##### (1) 情報発信経路

- 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行い、情報発信経路の維持に努める必要がある【地域振興部】

##### (2) 離職者の再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある【地域振興部】

### 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 8 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (1) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【環境水道部】
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の見直しを促進する必要がある。【環境水道部】

#### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (1) 復旧・復興体制の整備

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取り組みが必要である。【建設部】
- 大規模災害時に緊急輸送道路の早期確保のため、道路啓開を実施することが重要であるが、現在のところ本市において具体的な行動計画がない。【建設部】
- 大規模災害時に緊急輸送道路の早期確保のため、道路啓開を実施することが重要であるが、現在のところ本市において具体的な行動計画がない。【建設部・総務部】

##### (2) 市災害対策本部体制の強化

- 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や各部・各地方本部のマニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。【総務部】

### (3) 市庁舎の耐震化〔再掲〕

- 災害対策本部及び現地対策本部が設置される市庁舎の耐震化を進める必要がある。【総務部】

### (4) 最新技術の導入

- 大規模災害時における災害対応ロボット等の技術活用について、事前に備えておく必要がある。【建設部】

## 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (1) 浸水対策

- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【建設部・農林水産部・環境水道部】

### (2) 河川整備〔再掲〕

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進するとともに、排水ポンプ、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。また、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成に取り組んでいる。なお、施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【建設部・環境水道部・総務部】

## 8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (1) 地域コミュニティの活性化

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。県と連携し、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する。【総務部】

### (2) ボランティアの受け入れ態勢の整備

- 大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくりを行う必要がある。【福祉保健部・地域振興部】

### (3) 学校における防災教育

- 児童生徒が災害や防災について理解し、自らの命を守るための行動ができるように育てる必要がある。【教育委員会・総務部】

### (4) 市災害対策本部体制の強化

- 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や各部・各地方本部のマニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。【総務部】

### (5) 要配慮者対策の充実

- 少子高齢化や核家族化、社会的孤立の状態など、地域の実情を踏まえ、災害時に誰一人取り残さない支え合う地域づくりに取り組むことが重要である。特に、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【地

域振興部・総務部・建設部・市民生活部・福祉保健部・教育委員会・島原広域市町村圏組合】

#### (6) 社会福祉施設等の防災・減災対策

- 社会福祉施設等は、災害時に自力で避難することが困難な者が多く利用する施設であり、利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災対策が必要である。【福祉保健部】

### 8-5 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

#### (1) 復旧・復興体制の整備

- 本市が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。(熊本被災地では擁壁等の倒壊により道路が機能していなかった。長崎県内の住宅地は道路幅員が狭小な地区が多く、避難救助活動等に支障が生じるものと考えられる。)【建設部】

#### (2) 仮設住宅建設候補地の選定

- 各市町(長崎市を除く)において仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地かの確認が必要。【総務部】

#### (3) 罹災証明書発行体制の整備

- 熊本地震では、被害認定調査に必要な建築分野の専門性を有する人材が不足し、被災市町村や熊本県はもとより、応援側の九州・山口各県もマンパワー確保に苦慮した。【市民生活部】

#### (4) 地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要である。地籍調査の進捗率は97%(R6年)となっており、予算・人員の制約等があるものの、調査完了に向け更なる推進を図る必要がある。【建設部】

### 8-6 道路等の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 復旧・復興体制の整備

- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係する必要があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。【建設部】

#### (2) 地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。【建設部】

#### (3) 幹線等の耐震化

- 地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面对策推進を図るとともに、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行い、国・県等と連携して総合的に取組を進める。【建設部】

## 9 大規模自然災害が発生したとしても、島原半島の孤立を回避する

### 9-1 島原半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

#### (1) 災害対応体制の強化

○ 市内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合は資材・装備・人員が乏しい地域もあり、復旧への時間がかかり孤立化が長期化する危険性を孕んでいるため、対応方策を検討する必要がある。【建設部】

○ 自治体や消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。【総務部】

## (2) 輸送ルートの確保〔再掲〕

○ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保及び陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。【建設部・農林水産部】

## (3) 道路の整備〔再掲〕

○ 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化及び老朽化対策を着実に推進する必要がある。【建設部・農林水産部・総務部】

○ 半島地域は、県中枢からも遠く離れた交通不便地にあり、物流・交通ネットワークとしては、陸上交通施設が主となっている。このため、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築、道路の防災、震災対策、多重性の向上を進めているが、半島地域においては、地形的要因もあり、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【建設部・農林水産部】

## (4) 港湾BCPの策定

○ 港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。【建設部】

## (5) 電力の確保〔再掲〕

○ 自治体や消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。【総務部】

○ 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備は財政上の制約が大きい。【総務部・福祉保健部・教育委員会】

---

---

南島原市国土強靱化地域計画

令和2年7月 発行

令和8年3月 改訂

発行・編集 南島原市総務部

---

---